

# 新株式発行並びに株式売出し届出日論見書の正誤表

## 平成28年8月

### 株式会社バリューデザイン

新株式発行並びに株式売出し届出日論見書の記載について、次のとおり訂正いたします。  
なお、訂正箇所は\_\_\_\_\_部で示しております。

#### 第一部 【証券情報】 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

##### 4 ロックアップについて

(訂正前)

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ当社役員である尾上徹、売出人かつ当社役員である林秀治、当社役員である金子毅、一柳寿一及び本多誠一、当社株主である大日本印刷株式会社、株式会社ティーガイア、GMOペイメントゲートウェイ株式会社、株式会社一休、JA三井リース株式会社、株式会社ジェーシービー、中寿至、株式会社クレディセゾン、相澤篤、梅村光宏、鎌田大輔、株式会社United Consulting、株式会社ナテック、株式会社スプレンダーコンサルティング、藤井良基、小柳雄志、河戸正幸、小田修平、長谷川亮、眞田奈緒子及び柴田俊介、当社新株予約権者である大前匡広、笠原大輔、稻垣智史、田端諒、佐久間幸彦、深田健司、佐野智子、村田加奈、中島学、萩原健嗣、根本英行、塙崎典子、田中麻由実、市川明徳、川野真人、宮原晃一及びその他10名（普通株式400株、新株予約権の目的の株式4,400株）は、SMB C 日興証券株式会社（主幹事会社）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成29年3月24日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

(以下省略)

(訂正後)

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ当社役員である尾上徹、売出人かつ当社役員である林秀治、当社役員である金子毅、一柳寿一及び本多誠一、当社株主である大日本印刷株式会社、株式会社ティーガイア、GMOペイメントゲートウェイ株式会社、株式会社一休、JA三井リース株式会社、株式会社ジェーシービー、中寿至、株式会社クレディセゾン、相澤篤、梅村光宏、鎌田大輔、株式会社United Consulting、株式会社ナテック、株式会社スプレンダーコンサルティング、藤井良基、オリックス株式会社、小柳雄志、河戸正幸、小田修平、長谷川亮、眞田奈緒子及び柴田俊介、当社新株予約権者である大前匡広、笠原大輔、稻垣智史、田端諒、佐久間幸彦、深田健司、佐野智子、村田加奈、中島学、萩原健嗣、根本英行、塙崎典子、田中麻由実、市川明徳、川野真人、宮原晃一及びその他10名（普通株式400株、新株予約権の目的の株式4,400株）は、SMB C 日興証券株式会社（主幹事会社）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成29年3月24日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

(以下省略)

valuedesign

# 新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

平成28年8月  
株式会社バリューデザイン



1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式423,708千円(見込額)の募集及び株式46,500千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式81,654千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成28年8月22日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

# **新株式発行並びに株式売出届出目論見書**

**株式会社バリューデザイン**

東京都中央区日本橋茅場町二丁目7番1号

## 1 | 事業の概況

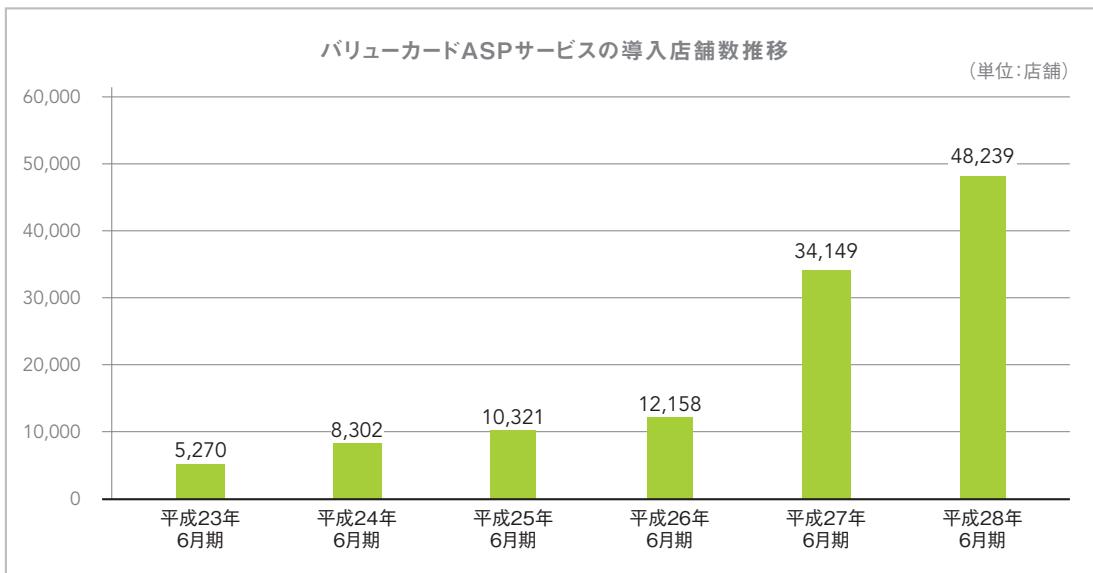
当社グループは、当社及び連結子会社である佰馏(上海)信息技术有限公司の計2社で構成されております。

『「バリューカード」を通じ、サービス提供企業と消費者のコミュニケーションの架け橋となることで、双方のメリットを極大化し、社会に貢献します。』をミッションとし、サーバー管理型プリペイドカードシステム「バリューカードASPサービス」の提供による企業のプランディング、プロモーション支援事業を展開しております。

「バリューカードASPサービス」とは、サーバー管理型プリペイドカードシステムで、企業は専用端末を設置するのみ(POSレジに決済用アプリケーションをプログラミングすることで、端末の設置をすることなく一体化運用することも可能)で、プリペイドカードシステムが導入できるものであります。インターネットによるリアルタイム残高管理サービスの為、カード自体に価値を保有せず、従来の電子マネー同様、リチャージ機能により繰り返し利用できることを特徴としております。

事業セグメントは、自社ブランドで発行が可能であり、バリューカードASPサービスを導入している企業及び店舗(以下、導入企業及び導入店舗)が独自のブランドとして発行することができる「ハウスプリペイドカード事業」、VISA、MasterCardを始めとする国際ブランドと提携し、クレジットカード加盟店であればどこでも利用可能な「ブランドプリペイドカード事業」の2つのセグメントで事業展開を行っております。

第6期(平成24年6月期)からは、海外展開も進めており、平成28年7月末現在で中国・韓国・シンガポール・フィリピン・タイの5ヶ国での事業展開を行っています。



## 2 | 事業の特徴

当社サービスの「ハウスプリペイドカード事業」及び「ブランドプリペイドカード事業」は、バリューカードASPサービスを導入する企業のニーズに合わせていずれを導入するか選択が可能であり、導入企業の事業内容や戦略に適したサービスを当社から提案しております。

### ハウスプリペイドカード事業について

#### 概要

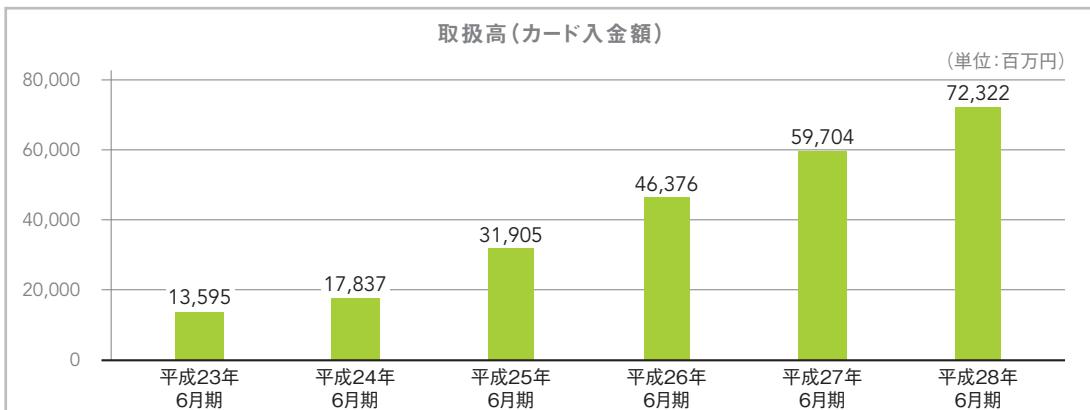
ハウスプリペイドカードとは、自社ブランドで発行が可能なサーバー管理型プリペイドカードシステムを利用したプリペイドカードのことと言います。

当社は、インターネットを活用し導入店舗からのデータを一元的にサーバー管理することにより、導入効果を可視化する分析ツールの提供を行っており、導入店舗の販促施策の効果検証・効果分析を定期的に行い、PDCAにより導入店舗の顧客の囲い込み等の販促効果を高めております。利用範囲が導入店舗及び系列店舗に限定されていることから、カード発行枚数・入金額・利用額・利用店舗ランキング等の分析レポートを提示することで、導入店舗のより有効なプロモーション施策を導入企業へ提案しております。また、バリューカードASPサービスを導入済の他社の販促事例やその効果等を導入企業へ提供し、より具体的なプロモーション施策を提案しております。これらにより、導入店舗は顧客の囲い込み等によるメリットを享受できていると考えられることから、導入店舗数、カード発行枚数、入金額は増大しております。

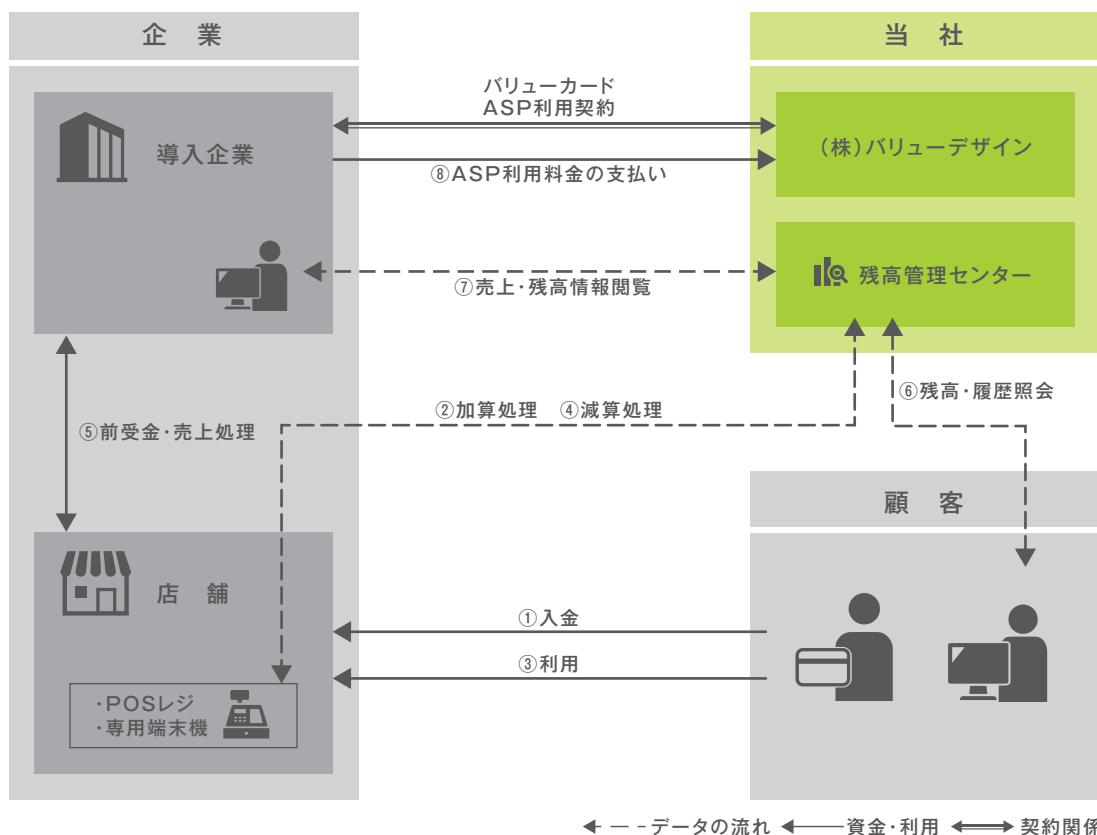
販売については、導入企業と業務上取引のある国内外の企業70社以上と代理販売契約を締結し、販売促進に向けた協業を行っております。例えば、全国の飲食店・小売店へPOSレジシステムの導入を行っている大手POSベンダーと提携し、当該代理店が自社の顧客である飲食店・小売店へ当社プリペイドカードサービスの紹介を行うほか、同代理店のPOSレジシステムに当社プリペイドカードサービスの機能を標準搭載することでサービス導入のリードタイムを短縮可能とする取組みを行っております。こうした販売代理店網を全国各地に構築することにより、プリペイドカードサービス導入の需要を早期に取り込み、効率的な拡販を実現していると考えております。

#### 導入実績

大手飲食チェーン等飲食業や、スーパーマーケット等の流通業を中心に平成28年6月末時点で500社、48,239店舗への導入を行っており、また平成28年6月期の年間取扱高(カードへの入金額)は720億円以上となっております。



## ハウスプリペイドカード事業の系統図



## ブランドプリペイドカード事業について

### 概要

ブランドプリペイドカードとは、VISA、MasterCardを始めとする国際ブランドと提携し、従来のハウスプリペイドカードの機能にVISA、MasterCard等の国際ブランド加盟店での決済機能を搭載したカードのことを言います。ブランドプリペイドカードは、通常のクレジットカードとは異なり、前払でカードに入金した金額に制限されたために使い過ぎる心配がなく、入会審査は不要なため、誰でもクレジットカード加盟店であればどこでも利用できる簡便性を兼ね備えております。

ハウスプリペイドカードは、導入店舗及び系列店舗に利用が限定されますが、ブランドプリペイドカードは、VISAブランド、MasterCardブランド等に加盟をしている世界数百の国の数千万店舗で利用することができます。日本で普及している「WAON」、「nanaco」等の電子マネーが利用できるのは国内のみであるため、それらと比較して利用できる範囲が大きく広がります。また、ハウスプリペイドカードとは異なり、前払でカードに入金する手段を豊富に備えており、複数の企業が発行するポイント、クレジットカード、店頭、銀行口座等からも入金することが可能で、VISA、MasterCard等の決済インフラを活用した誰でも繰り返し利用ができる汎用的な電子マネーであると考えております。

当社は、クレジット業界における国際セキュリティ安全基準(PCIDSS) (※1)の認証取得による高い信頼性を確保したシステムインフラを構築しており、ブランドプリペイドカードで決済されるデータを一元的にサーバー管理しております。

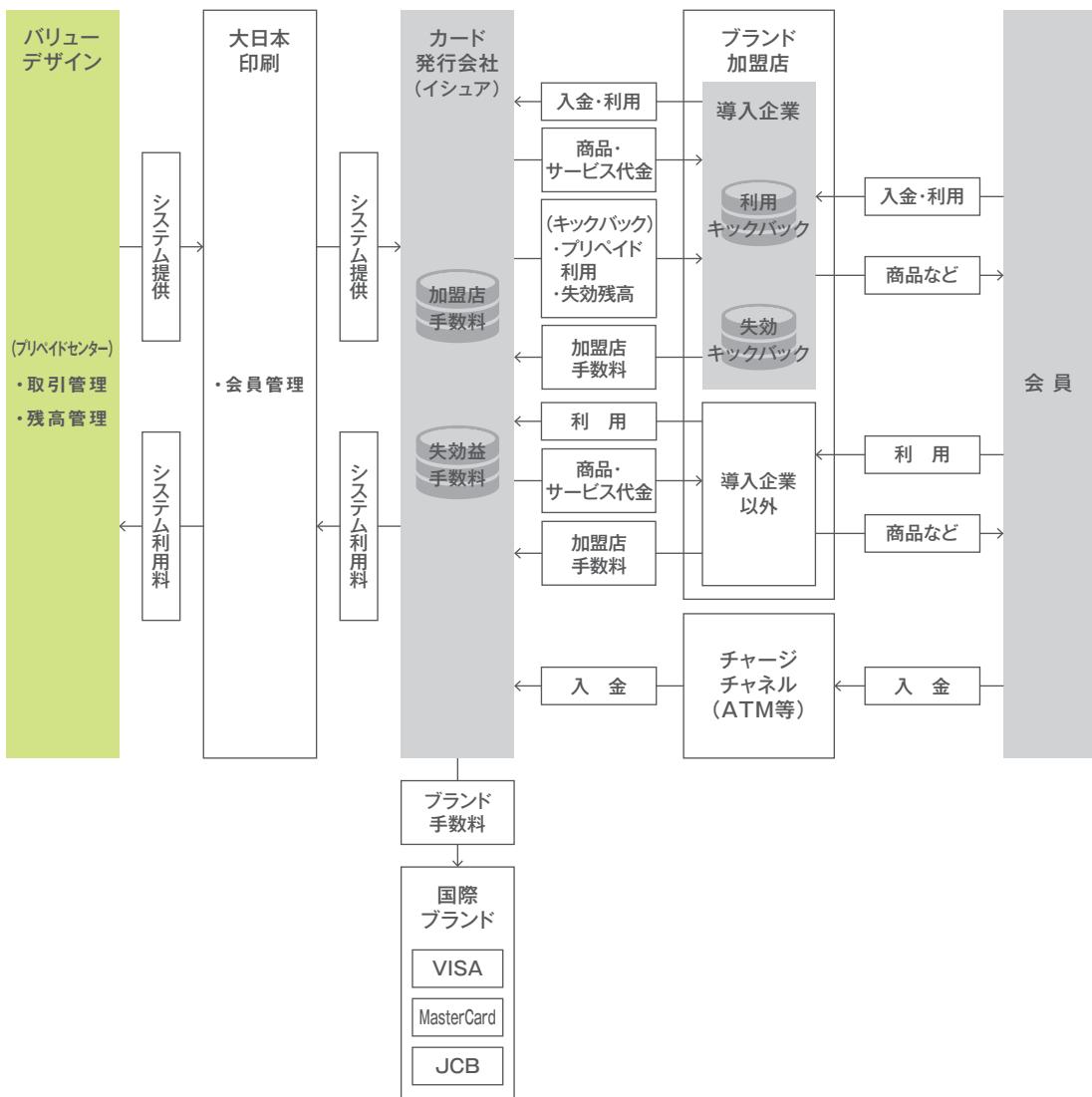
(※1) PCIDSS: Payment Card Industry Data Security Standardの略。

JCB・American Express・Discover・MasterCard・VISAの国際ペイメントブランド5社が共同で策定したクレジット業界における国際セキュリティ安全基準。

## 導入実績

平成26年6月期の事業開始よりこれまでカード発行会社(イシュア)3社・導入企業6社と提携を行い、大日本印刷株式会社との共同事業によりVISAブランドのブランドプリペイドカードを発行しております。累計取扱高は平成28年6月末時点での340億円以上となっております。

## ブランドプリペイドカード事業の系統図



## 当社の強み

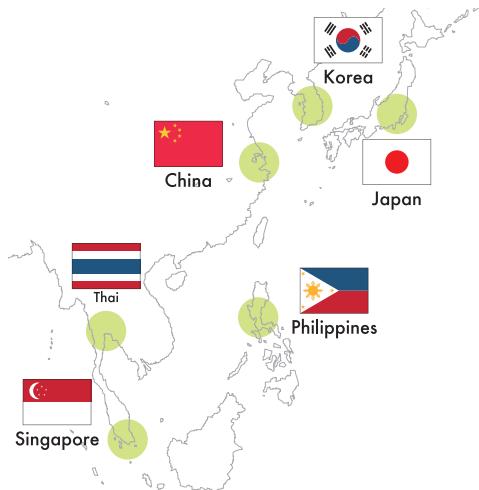
### 決済を利用したマーケティング支援

当社では創業期からこれまでの10年に亘り、飲食業・流通業等を中心にハウスプリペイドカード事業において500社、48,239店舗へのサービス導入（平成28年6月末時点）を行ってまいりました。バリューカードASPサービスの提供にとどまらず、導入効果を可視化する分析ツールの提供を行っており、導入店舗の販促施策の効果検証・効果分析を定期的に行い、サービス導入済の他社の販促事例やその効果等を提供して、具体的なプロモーション企画の提案・実行支援を導入企業に対して実施しております。このような提案・実行支援を行うことによって、客単価やリピート率の上昇等の成果が得られていることから、導入企業の販売促進活動へ貢献していると考えております。

## 今後の取り組みについて

### アジアへの事業展開の体制構築と実績の確立

当社グループは、アジアにおいて、韓国、タイ、シンガポール、フィリピンでは代理店を経由して、中国においては現地法人を設立して事業展開を行っております。今後は、事業の拡大に伴い、現地の営業体制を再構築し、各国の事情に合わせた柔軟な対応を行ってまいります。同時に、代理店獲得を加速させ、弊社の事業シナジーを利用したASPサービス以外の受注（カードやPOP等の販売促進ツール、ギフトカードボックス等製作の受託）や、会員管理やメール配信ビジネスを絡めた付加サービスの提供を行い、アジア主要国での実績を確立してまいります。



### 3 業績等の推移

#### 連結経営指標等

回次 決算年月	第8期 平成26年6月	第9期 平成27年6月	第10期 第3四半期 平成28年3月
売上高 (千円)	1,031,892	1,243,663	1,156,500
経常利益又は経常損失(△) (千円)	10,786	△187,754	99,952
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	20,467	△550,069	93,884
包括利益 (千円)	20,227	△552,547	95,905
純資産額 (千円)	581,236	134,563	230,468
総資産額 (千円)	1,385,864	862,245	921,384
1株当たり純資産額 (円)	552.19	117.98	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額又は (円)	23.44	△515.09	82.31
1株当たり当期純損失金額(△) (円)	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	41.9	15.6	25.0
自己資本利益率 (%)	4.7	△153.7	—
株価収益率 (倍)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	246,412	△670	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△175,371	△72,735	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	272,409	△78,950	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高 (千円)	383,180	228,600	—
従業員数 (名)	30	46	—
[外、平均臨時雇用者数] (名)	[2]	[2]	[—]

- (注) 1. 当社は第8期より連結財務諸表を作成しております。  
 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
 3. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておらずません。  
 4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。  
 5. 前連結会計年度(第8期)及び当連結会計年度(第9期)の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。  
 6. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、「当期(四半期)純利益」又は「当期純損失」を「親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益」又は「親会社株主に帰属する当期純損失」としております。  
 7. 平成28年4月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いましたが、第8期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

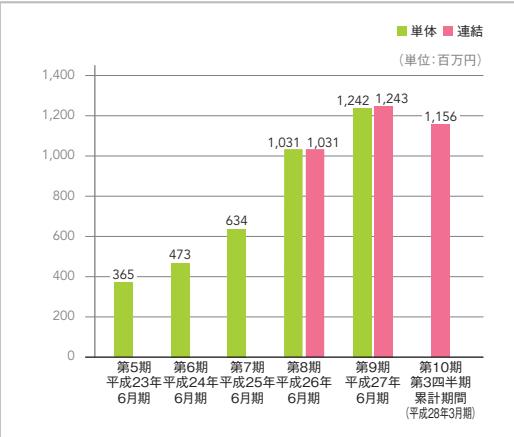
#### 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第5期 平成23年6月	第6期 平成24年6月	第7期 平成25年6月	第8期 平成26年6月	第9期 平成27年6月
売上高 (千円)	365,925	473,087	634,417	1,031,892	1,242,905
経常利益又は経常損失(△) (千円)	10,535	22,296	64,411	11,501	△146,634
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	8,690	21,795	58,295	21,182	△582,398
資本金 (千円)	179,342	179,342	213,897	348,822	401,760
発行済株式総数 (株)	7,603	7,603	8,727	10,526	11,406
純資産額 (千円)	141,957	163,752	291,158	582,190	105,666
総資産額 (千円)	209,584	290,993	768,574	1,385,957	828,886
1株当たり純資産額 (円)	18,671.20	21,537.92	33,362.94	553.10	92.64
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△) (円)	1,143.00	2,866.72	7,597.59	24.26	△545.37
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	67.7	56.3	37.9	42.0	12.7
自己資本利益率 (%)	12.2	14.3	25.6	4.9	△169.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (名)	11	19	22	30	42
[外、平均臨時雇用者数] (名)	[—]	[—]	[2]	[2]	[2]

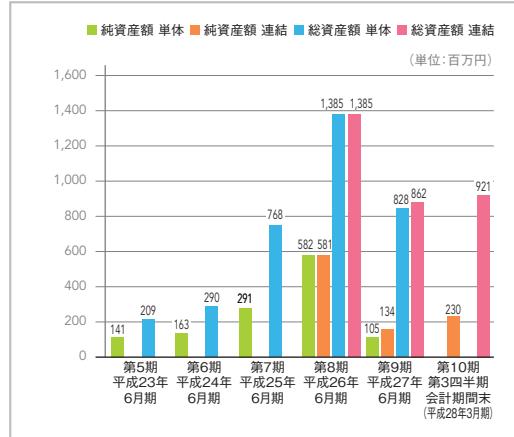
- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
 2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。  
 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておらずません。  
 4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。  
 5. 第5期から第7期について、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。  
 6. 前事業年度(第8期)及び当事業年度(第9期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。  
 7. 平成28年4月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いましたが、第8期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。  
 8. 平成28年4月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受け担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)」の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第5期、第6期及び第7期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次 決算年月	第5期 平成23年6月	第6期 平成24年6月	第7期 平成25年6月	第8期 平成26年6月	第9期 平成27年6月
1株当たり純資産額 (円)	186.71	215.38	333.63	553.10	92.64
1株当たり当期純利益金額 (円)	11.43	28.67	75.98	24.26	△545.37
又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—	—	—

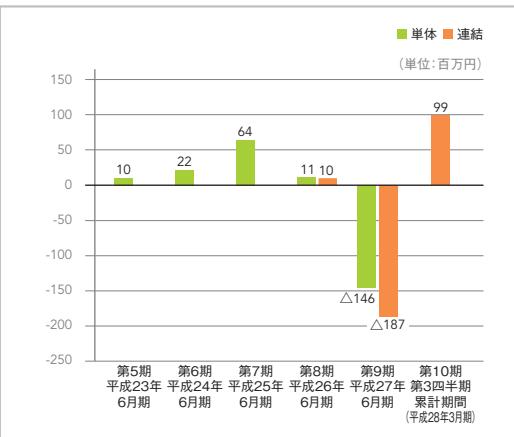
### 売上高



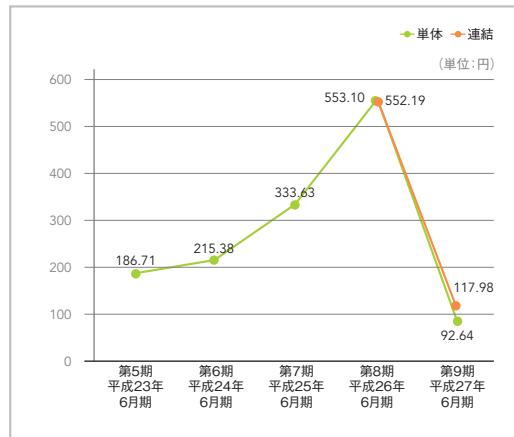
### 純資産額/総資産額



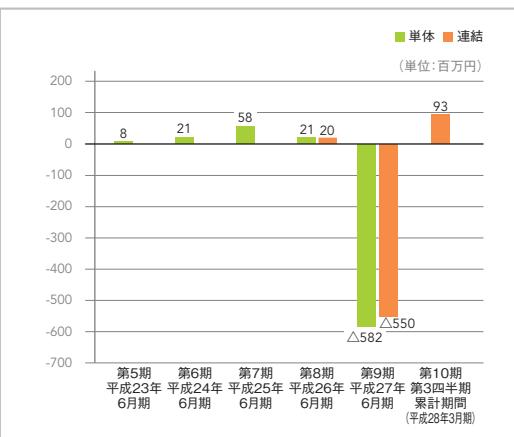
### 経常利益又は経常損失(△)



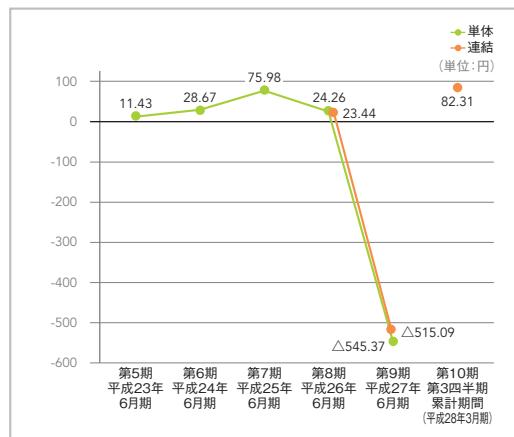
### 1株当たり純資産額



### 当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



### 1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額(△)



(注) 当社は、平成28年4月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いましたが、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額(△)」の各グラフでは、第5期の期首に当該分割が行われたと仮定して算出した場合の数値を表記しております。

## 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【証券情報】 .....	2
第1 【募集要項】 .....	2
1 【新規発行株式】 .....	2
2 【募集の方法】 .....	3
3 【募集の条件】 .....	4
4 【株式の引受け】 .....	5
5 【新規発行による手取金の使途】 .....	5
第2 【売出要項】 .....	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】 .....	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】 .....	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】 .....	8
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】 .....	9
【募集又は売出しに関する特別記載事項】 .....	10
第二部 【企業情報】 .....	12
第1 【企業の概況】 .....	12
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	12
2 【沿革】 .....	15
3 【事業の内容】 .....	16
4 【関係会社の状況】 .....	19
5 【従業員の状況】 .....	20
第2 【事業の状況】 .....	21
1 【業績等の概要】 .....	21
2 【生産、受注及び販売の状況】 .....	24
3 【対処すべき課題】 .....	25
4 【事業等のリスク】 .....	26
5 【経営上の重要な契約等】 .....	31
6 【研究開発活動】 .....	32
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	32
第3 【設備の状況】 .....	35
1 【設備投資等の概要】 .....	35
2 【主要な設備の状況】 .....	35
3 【設備の新設、除却等の計画】 .....	36

第4 【提出会社の状況】 .....	37
1 【株式等の状況】 .....	37
2 【自己株式の取得等の状況】 .....	64
3 【配当政策】 .....	64
4 【株価の推移】 .....	64
5 【役員の状況】 .....	65
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 .....	67
第5 【経理の状況】 .....	73
1 【連結財務諸表等】 .....	74
2 【財務諸表等】 .....	137
第6 【提出会社の株式事務の概要】 .....	150
第7 【提出会社の参考情報】 .....	151
1 【提出会社の親会社等の情報】 .....	151
2 【その他の参考情報】 .....	151
第四部 【株式公開情報】 .....	152
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】 .....	152
第2 【第三者割当等の概況】 .....	154
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】 .....	154
2 【取得者の概況】 .....	158
3 【取得者の株式等の移動状況】 .....	160
第3 【株主の状況】 .....	161
監査報告書 .....	卷末

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成28年 8月22日	
【会社名】	株式会社バリューデザイン	
【英訳名】	VALUEDESIGN INC.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 尾上 徹	
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町二丁目 7番1号	
【電話番号】	03-6661-0115	
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部長 本多 誠一	
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町二丁目 7番1号	
【電話番号】	03-6661-0115	
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部長 本多 誠一	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法 上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書 提出時における見込額であります。	423,708,000円 46,500,000円 81,654,000円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	268,000(注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成28年8月22日開催の取締役会決議によっております。  
2. 発行数については、平成28年9月6日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。  
3. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況を勘案し、43,900株を上限として、SMB C 日興証券株式会社が当社株主である尾上徹(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関する特記事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。  
これに関連して、当社は、平成28年8月22日開催の取締役会において、本募集とは別に、SMB C 日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式43,900株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関する特記事項 3 第三者割当増資について」をご参照下さい。  
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関する特記事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。  
5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2 【募集の方法】

平成28年9月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成28年9月6日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	268,000	423,708,000	229,300,800
計(総発行株式)	268,000	423,708,000	229,300,800

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されています。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、平成28年8月22日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成28年9月14日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,860円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は498,480,000円となります。

### 3 【募集の条件】

#### (1) 【入札方式】

##### ① 【入札による募集】

該当事項はありません。

##### ② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成28年9月15日(木) 至 平成28年9月21日(水)	未定 (注) 4	平成28年9月23日(金)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成28年9月6日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年9月14日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成28年9月6日開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成28年9月14日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とし、平成28年9月14日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成28年9月26日(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、平成28年9月7日から平成28年9月13日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

#### ① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

#### ② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新橋支店	東京都港区新橋一丁目10番6号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

#### 4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
SMB C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		1. 買取引受けによります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		2. 引受人は新株式払込金として、平成28年9月23日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むこといたします。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
いよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
計	—	268,000	—

- (注) 1. 各引受人の引受株式数は、平成28年9月6日に決定する予定であります。  
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成28年9月14日)に元引受契約を締結する予定であります。  
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

#### 5 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
458,601,600	9,000,000	449,601,600

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,860円)を基礎として算出した見込額であります。  
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
 3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額449,601,600円及び「1 新規発行株式」の（注）3に記載の第三者割当増資の手取概算額上限74,859千円については、設備資金として平成29年6月期に325,890千円、平成30年6月期及び平成31年6月期に68,033千円、運転資金として平成29年6月期に41,154千円、平成30年6月期及び平成31年6月期に89,383千円を充当する予定であります。

設備資金の内訳としましては、当社の今後の事業拡大に向けて、ファミリーレストラン等の業態において全国規模で多様なブランドを展開している飲食チェーンや、年間売上高が1,000億円を超えるようなスーパーマーケット・ドラッグストア等（以下、大型案件という。）の受注拡大にも十分対応可能なシステムの構築及び増強が必要だと考えております。

このような考え方を踏まえ、ハウスプリペイドカード事業においては、上記の大型案件の受注拡大に伴って、①検証環境を含めたシステム環境の整備、設備増強及び負荷分散等の対策が不可欠となっているため、データベース、アプリケーションサーバーの増設費用として平成29年6月期に241,000千円、平成30年6月期に21,600千円及び平成31年6月期に21,600千円、②新規顧客用システムを顧客側基幹システムとの連携や顧客側サービスに沿った機能提供ができる仕様にカスタマイズするための設備投資費用として平成29年6月期に84,890千円、平成30年6月期に24,833千円をそれぞれ充当する予定であります。

運転資金の内訳としましては、海外事業の拡大に向けて、海外事業の人件費及び現地法人設立費用に充当いたします。平成29年6月期に海外営業部の社員の採用に伴う人件費として25,211千円、中国子会社の社員の採用に伴う人件費として6,243千円、アジア地域における4か国分の現地法人設立費用及び運営費用として9,700千円、平成30年6月期及び平成31年6月期の当該人件費増加分として74,983千円、及び現地法人運営費用として14,400千円を予定しております。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成28年9月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	25,000	46,500,000	千葉県浦安市 林 秀治 25,000株
計(総売出株式)	—	25,000	46,500,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、43,900株を上限として、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。  
オーバーアロットメントによる売出しに関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに連関して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,860円)で算出した見込額であります。

## 2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

### (1) 【入札方式】

#### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

#### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成28年 9月15日(木) 至 平成28年 9月21日(水)	100	未定 (注) 2	引受人及び その委託販 売先金融商 品取引業者 の本店及び 全国各支店	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号 S M B C 日興証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成28年9月14日)に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

## 3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	43,900	81,654,000	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	43,900	81,654,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出であります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,860円)で算出した見込額であります。

#### 4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

##### (1) 【入札方式】

###### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

###### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

##### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格(円)	申込期間	申込株数単位(株)	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成28年9月15日(木) 至 平成28年9月21日(水)	100	未定 (注) 1	S M B C 日興証券株式会社の本店及び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。  
2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日(平成28年9月14日)に決定する予定であります。  
3. S M B C 日興証券株式会社の販売方針は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。  
4. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。  
5. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における新規発行株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMB C 日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

### 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、43,900株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMB C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMB C 日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、平成28年10月21日を行使期限として付与します。

SMB C 日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から平成28年10月21日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C 日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C 日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C 日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C 日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成28年9月14日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C 日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C 日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

### 3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成28年8月22日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 43,900株
(2)	払込金額	未定(注) 1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2
(4)	払込期日	平成28年10月26日(水)

(注) 1. 払込金額は、本募集による新株式発行における払込金額(会社法上の払込金額)と同一といたします。  
2. 割当価格は、1株につき本募集における新株式の引受価額と同一とし、平成28年9月14日に決定します。

### 4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ当社役員である尾上徹、売出人かつ当社役員である林秀治、当社役員である金子毅、一柳寿一及び本多誠一、当社株主である大日本印刷株式会社、株式会社ティーガイア、GMOペイメントゲートウェイ株式会社、株式会社一休、JA三井リース株式会社、株式会社ジェーシービー、中寿至、株式会社クレディセゾン、相澤篤、梅村光宏、鎌田大輔、株式会社United Consulting、株式会社ナテック、株式会社スプレンダーコンサルティング、藤井良基、小柳雄志、河戸正幸、小田修平、長谷川亮、眞田奈緒子及び柴田俊介、当社新株予約権者である大前匡広、笠原大輔、稻垣智史、田端諒、佐久間幸彦、深田健司、佐野智子、村田加奈、中島学、萩原健嗣、根本英行、塙崎典子、田中麻由実、市川明徳、川野真人、宮原晃一及びその他10名(普通株式400株、新株予約権の目的の株式4,400株)は、SMB C日興証券株式会社(主幹事会社)に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の平成29年3月24日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)の売却等を行わない旨を約束しております。

当社株主であるNIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合、CSK-VCサステナビリティ・ファンド投資事業組合、ネオス株式会社、株式会社サイバーエージェント、NIFSMBC-V2006S1投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して90日目の平成28年12月24日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式の売却等(ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出における売出価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引での売却等は除く。)を行わない旨を約束しております。

当社株主である宮崎亨は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の平成29年3月24日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式のうち、10,000株の売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の平成29年3月24日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当てに関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

## 第二部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第8期	第9期
決算年月	平成26年6月	平成27年6月
売上高 (千円)	1,031,892	1,243,663
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	10,786	△187,754
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	20,467	△550,069
包括利益 (千円)	20,227	△552,547
純資産額 (千円)	581,236	134,563
総資産額 (千円)	1,385,864	862,245
1株当たり純資産額 (円)	552.19	117.98
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり 当期純損失金額(△) (円)	23.44	△515.09
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	41.9	15.6
自己資本利益率 (%)	4.7	△153.7
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	246,412	△670
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△175,371	△72,735
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	272,409	△78,950
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	383,180	228,600
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	30 [2]	46 [2]

(注) 1. 当社は第8期より連結財務諸表を作成しております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 前連結会計年度(第8期)及び当連結会計年度(第9期)の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
6. 平成28年4月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いましたが、第8期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成23年6月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月
売上高 (千円)	365,925	473,087	634,417	1,031,892	1,242,905
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	10,535	22,296	64,411	11,501	△146,634
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	8,690	21,795	58,295	21,182	△582,398
資本金 (千円)	179,342	179,342	213,897	348,822	401,760
発行済株式総数 (株)	7,603	7,603	8,727	10,526	11,406
純資産額 (千円)	141,957	163,752	291,158	582,190	105,666
総資産額 (千円)	209,584	290,993	768,574	1,385,957	828,886
1株当たり純資産額 (円)	18,671.20	21,537.92	33,362.94	553.10	92.64
1株当たり配当額 (1株当たり 中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり 当期純損失金額(△) (円)	1,143.00	2,866.72	7,597.59	24.26	△545.37
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	67.7	56.3	37.9	42.0	12.7
自己資本利益率 (%)	12.2	14.3	25.6	4.9	△169.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	11 [—]	19 [—]	22 [2]	30 [2]	42 [2]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 第5期から第7期については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
6. 前事業年度(第8期)及び当事業年度(第9期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
7. 平成28年4月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いましたが、第8期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

8. 平成28年4月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第5期、第6期及び第7期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成23年6月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月
1株当たり純資産額 (円)	186.71	215.38	333.63	553.10	92.64
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり当 期純損失金額(△) (円)	11.43	28.67	75.98	24.26	△545.37
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	—	—	—	—	—

## 2 【沿革】

当社の創業者である尾上徹は、当社設立以前より十数年来決済事業に携わってきた中で、欧米を中心に利用されていた、「一般的な技術を活用し、企業及び顧客の利便性を最大限に発揮できる」決済スキームであるプラスチックカード型プリペイドカードの可能性に着目し、日本国内での事業展開を決意し当社を設立いたしました。

当社の沿革は以下のとおりあります。

年月	概要
平成18年 7月	株式会社バリューデザイン(資本金900万円)を東京都千代田区に設立
平成19年 2月	「バリューカードASPサービス」の提供を開始
平成19年 4月	東京都中央区入船に事務所を移転
平成20年 3月	第三者割当増資により資本金1億5,821万円に増資
平成21年 3月	第三者割当増資により資本金1億7,934万円に増資
平成21年 3月	大日本印刷株式会社と業務資本提携契約を締結
平成21年 7月	バリューカード導入企業数100社を突破
平成22年10月	プライバシーマーク認証取得
平成24年 2月	東京都中央区日本橋茅場町へ事務所を移転
平成24年 6月	韓国SKM&C社(現SK Planet社)と【プリペイドカード決済サービスの運営代行契約/バリューカードASPサービス営業代理店契約】を締結
平成25年 4月	クレジットカード業界における国際的なセキュリティ基準「PCIDSS」の認定を取得
平成25年 4月	バリューカード導入店舗数が10,000店舗を突破
平成25年 5月	第三者割当増資により資本金2億1,183万円に増資
平成25年 7月	ブランドプリペイドASPサービスの提供を開始
平成26年 1月	中国での事業展開を目的に、中国上海市に佰馏(上海)信息技术有限公司(出資比率100% 現・連結子会社)を設立。
平成26年 2月	第30回流通情報システム総合展「リテールテックJAPAN2014」に出演
平成26年 6月	第三者割当増資により資本金3億4,882万円に増資
平成26年11月	シンガポールでバリューカードASPサービスを提供開始
平成26年11月	バリューカード導入店舗数が20,000店舗を突破(海外含む)
平成27年 2月	バリューカード導入店舗数が30,000店舗を突破(海外含む)
平成27年 5月	中国重慶市でコンビニエンス・ストアにバリューカードASPサービスを提供開始
平成27年 6月	第三者割当増資により資本金4億176万円に増資
平成27年 9月	バリューカード導入店舗数が40,000店舗を突破(海外含む)
平成27年11月	一般社団法人FinTech協会に加盟

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社である倍信(上海)信息技术有限公司の計2社で構成されており、サーバー管理型プリペイドカードシステム「バリューカードASPサービス」(弊社のサービス名称)の提供による、企業のプランディング、プロモーション支援事業を展開しております。当社のビジネスモデルは、導入企業の顧客の購買動向、店舗システムに合わせてカスタマイズしたサーバー管理型プリペイドカードサービスを提供し、商取引に不可欠な決済手段を単なる決済手段にとどまらせず、プロモーション、マーケティング、プランディングの観点から企業の販売促進活動を支援しております。また、多様化する決済手段を最適化するとともに、店舗、消費者双方の決済に係る利便性向上に寄与しているものと考えております。

当社の事業における主要なサービス「バリューカードASPサービス」とは、サーバー管理型プリペイドカードシステムで、企業は専用端末を設置するのみ(POSレジに決済用アプリケーションをプログラミングすることで、端末の設置をすることなく一体化運用することも可能)で、プリペイドカードシステムが導入できるものであります。サーバー管理型プリペイドカードシステムは、プラスチック製の磁気カードによる新型ギフトカード及び自己利用のプリペイドカードシステムで、インターネットによるリアルタイム残高管理サービスの為、カード自体に価値を保有せず、従来の電子マネー同様、リチャージ機能により繰り返し利用できることを特徴としております。

国内においてサーバー管理型プリペイドカードシステムを提供している企業は当社以外に複数ありますが、当社は企業の販売促進の支援を主眼に置いた営業活動をしております。当社のバリューカードASPサービスを既に導入している企業の事例に基づき、プリペイドカードを活用した販売促進施策をサービス設計(特典、プロモーションの施策内容等)から提案しております。導入効果を可視化する分析ツールの提供も行っており、システム導入後も、施策の効果検証・効果分析を定期的に行い、PDCAにより販促効果を高めていることが特徴であります。

当社の事業セグメントである「ハウスプリペイドカード事業」、「ブランドプリペイドカード事業」は共に、このサーバー管理型プリペイドカードサービスの機能を利用してサービスを提供しております。

#### (1) ハウスプリペイドカード事業

ハウスプリペイドカードとは、自社ブランドで発行が可能なサーバー管理型プリペイドカードシステムを利用したプリペイドカードのことと言います。ハウスプリペイドカードは、サーバー管理型プリペイドカードシステムを導入した店舗が独自のブランドとして発行することができ、プラスチック製の磁気カードによる新型ギフトカード及び自己利用のプリペイドカードとして普及しております。

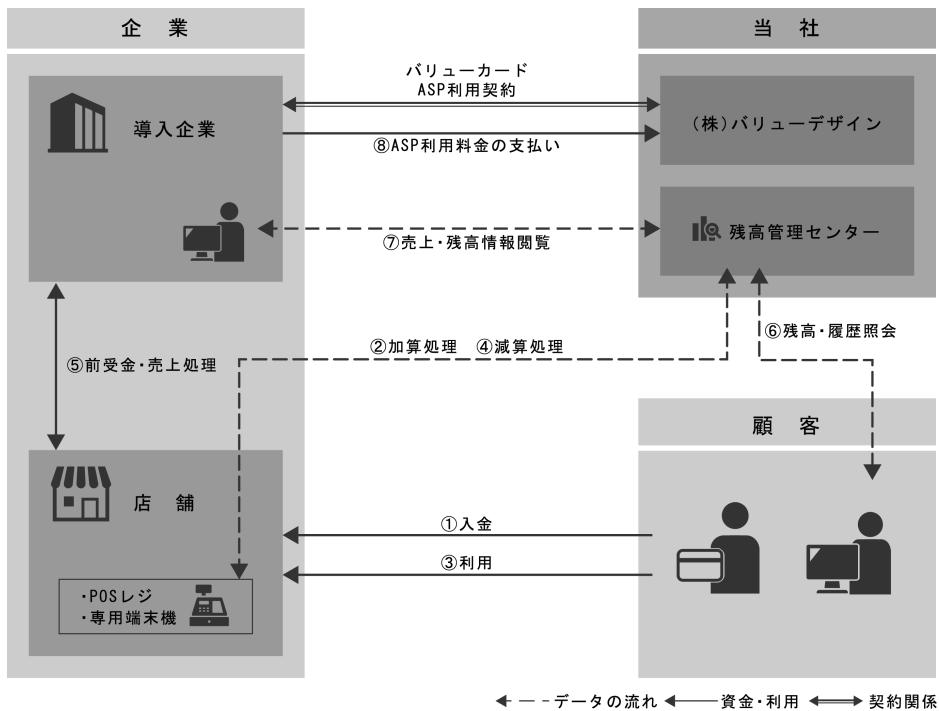
当社は、インターネットを活用して、当社のバリューカードASPサービス導入店舗(以下「導入店舗」)からのデータを一元的にサーバー管理することにより、導入効果を可視化する分析ツールの提供を行っており、導入店舗の販促施策の効果検証・効果分析を定期的に行い、PDCAにより導入店舗の顧客の囲い込み等の販促効果を高めております。利用範囲が導入店舗及び系列店舗に限定されていることから、カード発行枚数・入金額・利用額・利用店舗ランキング等の分析レポートを提示することで、導入店舗のより有効なプロモーション施策を導入企業へ提案しております。また、バリューカードASPサービスを導入済の他社の販促事例やその効果等を導入企業へ提供し、より具体的なプロモーション施策を提案しております。これらにより、導入店舗は顧客の囲い込み等によるメリットを享受できていると考えられることから、導入店舗数、カード発行枚数、入金額は増大しております。

ハウスプリペイドカード事業の導入店舗数、カード発行枚数、入金額の推移

	平成23年 6月期	平成24年 6月期	平成25年 6月期	平成26年 6月期	平成27年 6月期	平成28年 6月期
期末導入店舗数(店)(注)1	5,270	8,302	10,321	12,158	34,149	48,239
期末累計カード発行枚数 (枚)(注)2	1,917,976	2,627,822	3,935,353	7,156,857	12,557,461	21,136,561
入金額(百万円)(注)3	13,595	17,837	31,905	46,376	59,704	72,322

- (注) 1. 期末時の導入店舗数累計。  
2. 期末時のカード発行枚数累計。  
3. 各期中の入金合計額。

ハウスプリペイドカード事業の系統図は、次のとおりであります。



(注) 顧客は当社が提供するバリューカードを使用して導入企業の店舗にてチャージ、利用を行います。

## (2) ブランドプリペイドカード事業

ブランドプリペイドカードとは、VISA、MasterCardを始めとする国際ブランドと提携し、従来のハウスプリペイドカードの機能にVISA、MasterCard等の国際ブランド加盟店での決済機能を搭載したカードのことを言います。ブランドプリペイドカードは、通常のクレジットカードとは異なり、前払でカードに入金した金額に制限されるために使い過ぎる心配がなく、入会審査は不要なため、誰でもクレジットカード加盟店であればどこでも利用できる簡便性を兼ね備えています。

ハウスプリペイドカードは、導入店舗及び系列店舗に利用が限定されますが、ブランドプリペイドカードは、VISAブランド、MasterCardブランド等に加盟をしている世界数百の国の数千万店舗で利用することができます。日本で普及している「WAON」、「nanaco」等の電子マネーが利用できるのは国内のみであるため、それらと比較して利用できる範囲が大きく広がります。また、ハウスプリペイドカードとは異なり、前払でカードに入金する手段を豊富に備えており、複数の企業が発行するポイント、クレジットカード、店頭、銀行口座等からも入金することができます。VISA、MasterCard等の決済インフラを活用した誰でも繰り返し利用することができる汎用的な電子マネーであると考えております。

当事業は、第8期連結会計年度より事業を開始し、複数のカード発行会社（イシュア）の案件が大日本印刷株式会社との協業にて稼働しております。これらのイシュアの案件においては、プリペイドカード会員の情報を管理するシステム（会員管理システム）を大日本印刷株式会社が、プリペイドカードの残高を管理するシステム（残高管理システム）を当社が構築し、残高管理システムは当社より大日本印刷株式会社へ提供、大日本印刷株式会社が会員管理システムと残高管理システムを合わせて各イシュアへ提供する協業体制となっております。当社は、クレジット業界における国際セキュリティ安全基準（※PCIDSS）の認証取得による高い信頼性を確保したシステムインフラを構築しており、ブランドプリペイドカードで決済されるデータを一元的にサーバー管理しております。

（※）PCIDSS : Payment Card Industry Data Security Standardの略。

JCB・American Express・Discover・MasterCard・VISAの国際ペイメントブランド5社が共同で策定したクレジット業界における国際セキュリティ安全基準。

ブランドプリペイドカード事業のカード発行枚数、入金額の推移

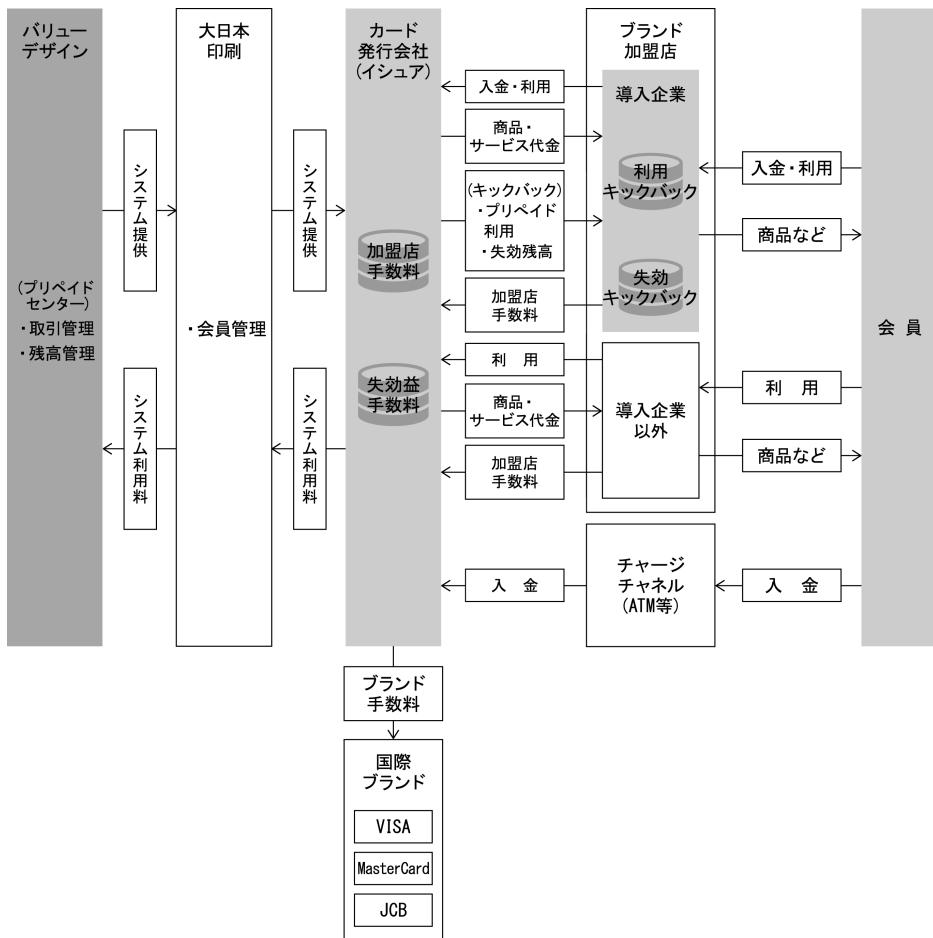
	平成26年 6月期	平成27年 6月期	平成28年 6月期
期末累計カード発行枚数 (枚)(注)1	6,019,890	6,078,060	7,749,656
入金額(百万円)(注)2	5,325	13,764	34,544

(注) 1. 期末時のカード発行枚数累計。

2. 各期中の入金合計額。

3. ブランドプリペイドカード事業の開始は平成26年6月期であるため、数値はそれ以降のものとなります。

ブランドプリペイドカード事業の系統図は、次のとおりであります。



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
佰馏(上海)信息技术有限公司	中華人民共和国 上海市	669千USドル	ハウスプリペイドカード事業	100.0	当社のサービスを中国で提供しております。 役員の兼務1名。

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。  
2. 信馏(上海)信息技术有限公司は、特定子会社に該当しております。  
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成28年7月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ハウスプリペイドカード事業	42(一)
ブランドプリペイドカード事業	2(一)
全社(共通)	6(1)
合計	50(1)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、使用人兼務役員を含んでおりません。  
 2. アルバイト、派遣社員は、期中平均人員数を( )内に外数で記載しております。  
 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない経営企画部及び管理部に所属しているものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成28年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
46(1)	38.76	2年7ヶ月	5,914

セグメントの名称	従業員数(名)
ハウスプリペイドカード事業	39(一)
ブランドプリペイドカード事業	2(一)
全社(共通)	5(1)
合計	46(1)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、使用人兼務役員を含んでおりません。  
 2. アルバイト、派遣社員は、期中平均人員数を( )内に外数で記載しております。  
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
 4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、経営企画部及び管理部に所属しております。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

第9期連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績の改善、設備投資の持ち直し、雇用・所得環境の改善によって個人消費及び株式市場は回復基調にありました。一方で、海外景気の下振れ等、引き続きわが国の景気を下押しするリスクもあり、依然として不透明な状況で推移しております。

カード関連ビジネスは、平成26年12月に政府が「キャッシュレス化に向けた方策」を公表し、平成32年東京オリンピック・パラリンピック等に向けて、電子マネー等のキャッシュレス決済の普及の加速が見込まれ、日本経済におけるその役割はこれまで以上に大きくなっています。昨今のEC市場の拡大に加え、店舗取引におけるキャッシュレス化の進展により、電子決済市場規模は拡大基調にあり、平成24年度の約44兆6,480億円から、平成29年度は約66兆3,926億円までの拡大が予測されております(出典:「電子決済市場に関する調査結果2013」株式会社矢野経済研究所)。

このような状況のもと、当社グループが事業展開しているバリューカードASPサービスは、平成19年2月のサービス開始後、累計で435社(平成27年6月末現在)から受注し、34,149店舗(平成27年6月末現在)でサービスを稼動しており、平成26年6月末時点では12,158店舗へ導入した前連結会計年度に引き続き、導入企業数並びに店舗数ともに増加しております。ハウスプリペイドカード事業においては、ファミリーレストラン等の業態において全国規模で多様なブランドを展開している飲食チェーンや、年間売上高が1,000億円を超えるようなスーパー・マーケット・ドラッグストア等の大型案件のほか、新規サービスとしてJCN標準スキーム(注1)による案件のリリースを実現いたしました。また、大手POSベンダー等の販売パートナーとのアライアンス強化によって受注が増加しております。海外展開についても、中国現地法人が本格稼働しており、上海を中心に複数の案件をリリースすると共に株式会社クレディセゾンとの提携を開始しました。また、前連結会計年度よりサービスを開始しましたブランドプリペイドカード事業においては、新規の提携先(注2)から案件を受注しております。同時に、早期の資金回収可能性についてより慎重かつ保守的な判断をし、ブランドプリペイドシステム開発投資のうち413,946千円を減損処理するに至りました。

以上の結果、当連結会計年度は、売上高1,243,663千円(前期比20.5%増)、営業損失176,744千円(前期は営業利益20,861千円)、経常損失187,754千円(前期は経常利益10,786千円)、当期純損失550,069千円(前期は当期純利益20,467千円)となりました。

- (注) 1. JCN標準スキームとは、株式会社日本カードネットワーク(JCN)が提供する、クレジット共同利用端末(JET-S端末)を利用した決済サービスのことで、クレジットカードや複数の種類の電子マネーの処理が可能なサービスです。
2. 提携先とは、カード発行会社(イシュア)が運営する資金決済サービスを利用して、事業者自らの顧客(会員組織等)に対してプリペイドカード、会員カード等のサービスを行う事業者を指します。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### ① ハウスプリペイドカード事業

当セグメントにおいては、上記に記載の大型案件や、新サービスのJCN標準スキームによる案件のリリースを実現し、導入店舗数は創業期からの累計で34,149店(前期比180.8%増)となり、順調に推移しております。

この結果、売上高は1,069,159千円(前期比38.3%増)、セグメント利益(営業利益)は167,392千円(前期比29.2%減)となりました。

#### ② ブランドプリペイドカード事業

当セグメントにおいては、前連結会計年度にサービス導入を行いましたカード発行会社(イシュア)の提携先の取引高が拡大傾向にあり、また、新規提携先の案件を受注する等、当セグメントの事業が普及しつつあります。この結果、売上高は174,504千円(前期比32.6%減)、セグメント損失(営業損失)は149,593千円(前期は営業損失63,387千円)となりました。なお、当連結会計年度中においては、早期の資金回収可能性についてより慎重かつ保守的な判断をし、ブランドプリペイドシステム開発投資のうち413,946千円を減損処理するに至りました。

### 第10期第3四半期連結累計期間(自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日)

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、年初からの株式市場の下落と回復の中、個人消費がやや足踏みの状態となつた一方、設備投資の持ち直し、雇用・所得環境は引き続き改善が続いており、回復基調は緩やかに継続していると思われます。海外景気においては下振れ等、引き続きわが国の景気を下押しするリスクもあり、依然として不透明な状況で推移しています。

当社グループの所属する電子決済市場においては、上記のとおり、引き続き市場規模が拡大傾向にあると考えております。このような状況のもと、当社グループが事業展開しているバリューカードASPサービスは、平成19年2月のサービス開始後、累計で475社（平成28年3月現在）から受注し、47,159店舗でサービスを稼動しており、導入社数並びに店舗数ともに前連結会計年度に引き続き、堅調に推移しております。ハウスプリペイドカード事業においては、受注済みの大型案件（スーパー・マーケット）でのサービスの稼働準備が完了し、第4四半期から本格稼働を迎えたほか、ブランドプリペイドカード事業では既存顧客売上が堅調に推移しております。海外展開についても、フィリピンにて当期累計で12件を受注しリリースに向け準備を進めております。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高1,156,500千円、営業利益115,645千円、経常利益99,952千円、親会社株主に帰属する四半期純利益93,884千円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### ① ハウスプリペイドカード事業

当セグメントにおいては、代理店とのアライアンスの下、引き続き飲食・小売業を中心とした受注及びサービス導入が進んでおります。当第3四半期連結累計期間においては、前連結会計年度より準備を進めておりました大型（100店舗超規模）のスーパー・マーケットへのサービス導入が完了し、その他全国各地での同業態における導入実績の積み上げが進んでいるほか、既存顧客における月額システム利用料も順調に伸長しました。

この結果、売上高は1,049,030千円、セグメント利益（営業利益）は252,751千円となりました。

#### ② ブランドプリペイドカード事業

当セグメントにおいては、第2四半期連結累計期間より拡大しております既存イシューの提携先での取扱高が引き続き伸長しており、このことに伴い、平成28年3月実績の取扱高（入金額）累計は前年同期比163%増となっております。本件及びその他既存イシューの取扱高増加、更に第2四半期連結累計期間中に受注し稼働準備中の新規イシュー向けの機能開発、及び既存イシュー向けの追加機能開発の売上が計上された結果、売上高は107,469千円、セグメント利益（営業利益）は9,818千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第9期連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

当連結会計年度における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末より154,580千円減少し、228,600千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動の結果使用した資金は、670千円（前連結会計年度は246,412千円の収入）となりました。これは、主に、仕入債務の増加額が22,761千円及び未払金の増加額が42,628千円あった一方で、売上債権の増加額が146,159千円あったためであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動の結果使用した資金は、72,735千円（前連結会計年度は175,371千円の支出）となりました。これは、主に、有形固定資産の取得による支出が16,147千円、無形固定資産の取得による支出が56,469千円であったためであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果使用した資金は、78,950千円（前連結会計年度は272,409千円の収入）となりました。これは、長期借入れによる収入が115,000千円、株式の発行による収入が105,875千円あった一方で、短期借入れの純減少額が102,500千円、リース債務の返済による支出が75,504千円、割賦債務の返済による支出が109,920千円あったためであります。

第10期第3四半期連結累計期間(自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

### (2) 仕入実績

第9期連結会計年度及び第10期第3四半期連結累計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第9期連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)		第10期第3四半期連結累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日)
	仕入高(千円)	前年同期比(%)	仕入高(千円)
ハウスプリペイドカード事業	297,840	133.9	277,912
ブランドプリペイドカード事業	232	—	—
合計	298,073	134.0	277,912

(注) 1. 金額は、仕入価格によっております。

2. ブランドプリペイドカード事業は、第8期及び第10期第3四半期連結累計期間においては仕入実績がありませんが、第9期においてネットワーク機器による金額を計上しております。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注状況の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

### (4) 販売実績

第9期連結会計年度及び第10期第3四半期連結累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第9期連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)		第10期第3四半期連結累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
ハウスプリペイドカード事業	1,069,159	138.3	1,049,030
ブランドプリペイドカード事業	174,504	67.4	107,469
合計	1,243,663	120.5	1,156,500

(注) 1. 上記金額には、消費税は含まれおりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第8期連結会計年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)		第9期連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)		第10期第3四半期 連結累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
大日本印刷株式会社	318,085	30.8	321,516	25.9	204,210	17.6
株式会社サイバーエージェント	103,882	10.1	78,705	6.3	39,428	3.4

3. 上記の金額には、消費税等は含まれおりません。

### 3 【対処すべき課題】

当社グループは、プロセッシング事業に集中し、早期にアジアマーケットへ着手し、急速に伸びるアジア市場に先行投資して、プリペイドカードの取扱高・導入店舗数においてトップシェアを占め、アジアナンバーワンのポジションを獲得することを目指しております、以下の主要課題に取り組んで参ります。

#### ① ハウスプリペイドカード事業における収益性の向上

第8期連結会計年度以前は受注先が数店舗～数十店舗規模の飲食業や物販業の企業が主であったのに対し、第9期連結会計年度は、全国に店舗展開を行う多業態飲食チェーンや、年間売上高が1,000億円を超えるようなスーパー・マーケット・ドラッグストア等の大型案件の受注が好調でありましたが、受注先企業規模の大型化によってサービス導入までの準備に期間を要し、人的リソース不足が発生し、販売費及び一般管理費が増大しております。また、システム利用料についても、競争激化によってサービス提供価格が安価になる傾向があり、ハウスプリペイドカード事業全体としての収益率は低下しております。今後は事業基盤を強化し、有力再販代理店との関係強化、提携リース会社の活用による販売力強化によって新規獲得を増加させ、既存取引先においてはサービス領域の拡大(店舗数拡大、関連ソリューション導入)を図り的確な販促アプローチを強化することによって取扱高を拡大させ、ストックビジネスの強みを推進し、事業を拡大いたします。また、人員についても事業の拡大に合わせた継続的な増員を図り、リソース不足による販売費及び一般管理費の増大を抑制し収益の最大化に努めます。

#### ② ブランドプリペイドカード事業における新規のカード発行会社(イシュア)及び提携先の獲得

当社グループは、第8期連結会計年度において、ブランドプリペイドカード事業を開始いたしました。この開発において、第9期までに総額約8.4億円規模の投資を実施しており、早期に投資資金回収をすべきと認識しております。その状況のもと、カード発行会社(イシュア)においては、受注してからサービス開始までに10ヶ月以上の期間を要するため、早期受注が課題であります。また、新規の提携先に向けては、ハウスプリペイドカード事業の代理店網を活用し、さらなる営業強化を目指します。同時に、センター機能見直しや提携先を追加する際のプロセスを簡略化することで導入コストを削減し、競争優位性を強化することで、カード発行会社(イシュア)及び提携先の獲得へ向けて改善いたします。

#### ③ アジアへの事業展開の体制構築と実績の確立

当社グループは、アジアにおいて、韓国、タイ、シンガポール、フィリピンでは代理店を経由して、中国においては現地法人を設立して事業展開をしております。現状は、各国からの引き合いに応じてのバリューカードASPサービスの提供となっており、リソースの分散が発生し、営業体制の整備が課題となっております。選択と集中によって営業戦略を見直すとともに、現地の営業体制を再構築し、各国の事情に合わせた柔軟な対応を行ってまいります。同時に、代理店獲得を加速させ、弊社の事業シナジーを利用したバリューカードASPサービス以外の受注(カードやPOP等の販売促進ツール、ギフトカードボックス等製作の受託)や、会員管理やメール配信ビジネスを絡めた付加サービスの提供を行い、アジア主要国での実績を確立してまいります。

#### ④ システム稼働の安定化

当社グループは、サーバー管理型プリペイドカードシステムをASP(アプリケーションサービスプロバイダ:アプリケーションソフトの機能をネットワーク経由で顧客に提供するサービス)で提供しており、ユーザーに24時間365日間、安心してサービスを利用していただくために、システム稼働の安定化が重要な課題であると認識しております。セキュリティ・開発・保守管理体制の整備は不可欠であり、また、大型案件の増加によるアクセス数及び取扱高の増加はサーバーに負荷を与えるため、設備の増強や負荷分散、冗長化等の対策が必要となります。それらの重要性を認識した上で、継続的な設備投資を行い、システムの安定化に取り組みます。

#### ⑤ 内部管理体制の強化による事業基盤強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスクマネジメントのための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。具体的には、部署間の役割分担の明確化とともに関係を強化し、業務整理を推進して効率化を図るとともに、経営の公平性や透明性を確保するために、内部管理体制の強化に取り組みます。

## 4 【事業等のリスク】

本書に記載しました事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあると考えられます。また、必ずしも以下に記載するリスク要因に該当しない事項につきましても、投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から、以下に記しております。当社グループにおきましては、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び万が一発生した場合の迅速な対処に努める方針ではありますが、当社の株式に関する投資判断は、本項並びに本書における本項以外の記載内容も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 電子決済市場に関するリスク

#### ① 電子決済市場について

当社グループが営んでいるハウスプリペイドカード事業及びブランドプリペイドカード事業は、電子決済市場に属しており、当社グループのカード発行枚数は増加傾向にあります。しかしながら、電子決済市場の将来性には不透明な部分があり、同市場における新たな規制の導入、個人消費の衰退、その他予期せぬ事象の発生によって、電子決済市場が順調に成長しない場合、当社グループの事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ② 法的規制等について

当社グループが営んでいるハウスプリペイドカード事業及びブランドプリペイドカード事業は、電子決済市場に属しており、資金決済法の規制を受けております。当社グループでは顧問弁護士等を通じて新たな規制の情報を直ちに入手し対応するための体制を整えておりますが、今後、新たに資金決済法における資金保全義務（供託金等）に関する規制等の制定等又は改正が実施された場合には、当社グループの事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 事業内容に関するリスク

#### ① 他社との競合について

当社グループは、ハウスプリペイドカード事業及びブランドプリペイドカード事業を主たる事業領域としておりますが、当該分野においては他企業も事業を開拓しております。資金決済に係る同事業は参入障壁が比較的高いと当社グループは認識しているものの、市場の拡大により競合が激しい状況にあります。当社グループは、最適なユーザビリティを追及したシステムの構築、コンテンツの提供、システム利用時の安全性の確保及びカスタマーサポートの充実等に取り組み、差別化をして競争力の向上を図っております。しかしながら、当社と同様のサービスを開拓する企業等との更なる競合激化や、価格競争等が発生し、十分な差別化が図られなかった場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ② ブランドプリペイドカード事業について

当社グループは、ブランドプリペイドカード事業を平成25年7月より開始いたしました。当社グループは、当該事業を軌道に乗せ、早期に投資資金の回収をすべきと認識しておりますが、サービス開始からシステムの安定的な稼働を維持するための外注費が発生したことにより、2期連続で赤字となり、ブランドプリペイドシステム開発投資のうち413,946千円を減損処理いたしました。しかしながら、当社グループにおけるブランドプリペイドカード事業の位置づけは、ハウスプリペイドカード事業同様に当社グループの主たる事業領域であることで変わりはなく、ハウスプリペイドカードの利便性をより高めた決済ツールとしての商品性及び当社サービスにおける成功事例を当社ハウスプリペイドカードの既存顧客・販売代理店へ訴求し、導入顧客の拡大を図る他、ブランドプリペイドカードと親和性を期待できる領域（ポイントサービス事業者等）への積極的な展開を計画しております。また、「残高管理センター」のセンター機能見直しや提供先を追加する際のプロセスを簡略化することで導入コストを削減し、競争優位性を強化する等の施策によって導入企業数を増加させております。ただし、市場規模の拡大が鈍化した場合や当社の想定以上に開発費が増加した場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### ③ 資産の減損について

当社グループは、ハウスプリペイドカード事業及びブランドプリペイドカード事業の開発に係わるコストについて、資産性のあるものについては自社サービス用のソフトウェアとして無形固定資産に計上し、費用化すべきものについては各事業年度において費用として計上しております。しかしながら、各事業の事業収益が悪化した場合には、減損会計の適用による減損処理が必要となる場合があり、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### ④ 情報セキュリティ事故

当社グループは、予期せぬ情報システムの障害や内外からの不正アクセス・攻撃に対し、外部IT専門会社と共に対策を講じてはおりますが、情報セキュリティ事故により損害賠償等の訴訟を提起された場合、法的な紛争が生じる可能性があり、当社グループの事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### ⑤ 自然災害等の発生

当社の事業所は東京都中央区のみに設置しており、事業活動に関わる設備及び人員が同施設に集中しております。そのため、周辺地域において、地震等の自然災害、大規模な事故、火災、テロ等が発生し、事業設備の損壊、各種インフラの供給制限等の不測の事態が発生した場合には、当社グループの事業等に影響を及ぼす可能性があります。

### ⑥ 人材育成・確保について

当社グループが成長を続けていくために不可欠な要素の一つが、優秀な人材の確保であります。当社グループは今後のグローバルな事業展開を見据えて、人材の採用及び人材育成を重要な経営課題の一つと位置付けており、統括的なプロジェクトマネジメント能力を有する人材を重点的に確保しつつ、将来当社グループを担う人材の育成に注力しております。

しかしながら、人材育成が円滑に進まない場合、又は各部門において中心的役割を担う特定の従業員が万一社外に流出した場合には、当社グループの事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### ⑦ 大日本印刷株式会社との関係について

当社グループの販売代理店である大日本印刷株式会社は、本書提出日現在、当社グループの総議決権の12.0%を所有しており、当社グループは同社とサービス提供における包括的な業務提携を行っております。具体的には、代理店契約に基づき、当社グループの再販代理店として販売代理店取引を行っており、第9期連結会計年度における同社に対する売上高の割合は25.9%となりました。そのため、同社との取引は、当社の売上高の増減に対して一定の影響を与える可能性があります。特にブランドプリペイドカード事業においては、当初、同社のサポートを受けながら当該事業を立上げた経緯もあり、第9期連結会計年度における当該事業の売上高の大半は同社が占めております。今後は販売代理店との関係維持・強化を図りながら、販売代理店を増加させ、同社への過度な依存の低減に努めると共に当該事業基盤の強化を図ってまいります。なお、同社との間には、従業員の派遣出向及び受け入れ出向並びに営業外取引は存在しておらず、当社グループの事業戦略、人事政策及び資本政策について、何ら制約は受けておりません。同社と当社グループの関係は良好でありますが、今後取引の継続が困難になった場合には、当社グループの事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### ⑧ 代理店との取引関係について

当社グループは、当社グループのバリューカードASPサービスの顧客確保及び事業拡大を図るに当たって、多くの導入企業と業務上取引のある国内外の企業を当社グループのバリューカードASPサービスの販売代理店として代理販売契約を締結し、販売促進に向けた協業を行っております。例えば、全国の飲食店・小売店へPOSレジシステムの導入を行っている大手POSベンダーと提携し、当該代理店が自社の顧客である飲食店・小売店へ当社プリペイドカードサービスの紹介を行うほか、同代理店のPOSレジシステムに当社プリペイドカードサービスの機能を標準搭載することでサービス導入のリードタイムを短縮可能とする取組みを行っております。販売代理店には、再販代理店及び取次代理店が存在しており、本書提出日現在での販売代理店数は77社となっております。

販売代理店と当社グループの関係は良好ですが、今後取引の継続が困難になった場合には、当社グループの事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 業務委託先との取引関係について

当社グループは、サーバー管理型プリペイドカードシステムをASPで提供しており、ユーザーに継続して安定的にサービスを利用していただくために、これらサービスの一部を外部に委託しております。例えば、導入先企業の顧客向けのメール配信サービスの委託やシステムの運用管理の一部を外部に委託しております。これらの業務委託先と当社グループの関係は良好ですが、今後取引の継続が困難になった場合には、当社グループの事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 季節性による収益の偏重について

当社グループのハウスプリペイドカード事業において、当社グループのバリューカードASPサービスの主要な導入企業は飲食業・小売業が多く、一般的に3月決算の企業が多い傾向があります。当該企業においては、導入する前期に当社グループのバリューカードASPサービス導入を検討の上で投資予算等を策定し、事業年度の早い時期、特に夏季商戦前に導入を完了させる意向があることから、当社グループの第4四半期に納期が集中する傾向にあります。同様に、年末商戦から本格稼働を目指すような場合、稼働する年末までの期間を利用率増加に向けた対策期間（店舗への説明と研修、販促プログラムの作成、端末設置、トライアル運用等）として確保するため、6月頃に導入される企業も多くあることから、第4四半期に売上高及び営業利益等の収益が増加する傾向にあります。また、案件の進行状況によっては、稼働時期の遅延等により、予定されていた事業年度内に売上高が計上されない可能性があり、その場合、当社グループの事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、第9期(平成27年6月期)における四半期別の売上高の構成は、次のとおりであります。

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期
売上高(千円)	303,381	282,075	268,054	390,152	1,243,663
構成比(%)	24.4	22.7	21.6	31.4	100.0

(注) 各四半期会計期間の数値は、会計監査人によるレビューを受けておりません。

⑪ 税務上の繰越欠損金について

第9期連結会計年度末において、税務上の繰越欠損金が存在しております。当社グループの業績が事業計画に比して順調に推移することにより、繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純損益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

(3) 事業体制に関するリスク

① 小規模組織であることについて

本書提出日現在における当社組織は、取締役4名、監査役3名（うち非常勤監査役2名）、従業員数52名（うち臨時雇用者数2名）であり、会社の規模に応じた内部管理体制や業務執行体制となっております。このため、業容拡大に応じた人員を確保できず役職員による業務遂行に支障が生じた場合、あるいは役職員が予期せず退社した場合には、内部管理体制や業務執行体制が有効に機能せず、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 代表取締役社長尾上徹への依存について

代表取締役社長である尾上徹は、当社グループの創業者であり、クレジットカード業界で得た豊富な経験と知識を活かし、グループの代表として指揮をとっております。何らかの理由により同氏が当社グループにおいて業務を継続することが困難となった場合、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

### ③ 海外展開におけるリスク

当社グループは、現在、中国、韓国及びシンガポール等アジア地域を中心に、海外への事業の進出を図っております。グローバルな事業活動を展開するうえで、各国における法的規制、政情不安や事業環境の不確実性等のリスクを完全に回避できる保証はありません。このようなリスクに直面した場合には、当該国における費用が当初の見込みを上回る可能性があり、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があります。

### (4) その他

#### ① 外国為替相場の変動に関するリスク

当社グループは、中国に連結子会社を有し、アジア地域を中心として海外への事業進出を図っております。各國における取引は主に外貨建てで行っており、為替相場が変動した場合には、当社グループの経営成績及び財務状態に影響を及ぼすこととなります。

#### ② 配当政策について

当社グループは、当面は株主への長期的な利益還元を実現するために、環境変化に対応した事業展開を行うとともに、内部留保資金の充実を図る方針であります。将来は、株主への利益還元と財務体質ならびに内部留保の充実のバランスを考慮しながら、配当を検討する所存でおりますが、現時点においては、配当実施の可能性及びその実施時期につきましては未定であります。

#### ③ ベンチャーキャピタル等の株式保有割合について

本書提出日現在における当社の発行済株式総数は1,140,600株であり、このうち199,200株(発行済株式総数の17.5%、潜在株式を含めると総数1,321,300株に対して199,200株保有の15.1%)をベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合(以下「ベンチャーキャピタル等」という。)が保有しております。

一般的に、ベンチャーキャピタル等が未上場会社の株式を取得する場合、上場後には保有する株式を売却しキャピタルゲインを得ることがその目的のひとつであり、当社におきましても、上場後にベンチャーキャピタル等により株式が売却される可能性があります。そのような場合には、短期的に需給が悪化し当社の株価が低下する可能性があります。

#### ④ NIFSMBC-V2006S1投資事業有限責任組合及びNIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合との関係について

本書提出日現在、NIFSMBC-V2006S1投資事業有限責任組合及びNIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合が合計で議決権の10.7%を保有しております。なお、同組合は、株式会社三井住友銀行が出資する投資事業組合であります。

同組合による当社株式取得は純投資であり、同組合は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定する「他の関係会社」に該当していません。また、当社と同組合の間に人的関係及び営業上の取引関係はありません。

なお、当社は、株式会社三井住友銀行とは、預金・融資等の銀行取引はありますが、それ以外の営業上の取引関係はなく、人的関係もありません。

同組合は上場後において、ロックアップ期間の経過後に当社株式を売却する可能性があるため、当社株式の株価形成に影響を与える可能性があります。

また、株式会社三井住友銀行の完全子会社であり、本募集及び売出しの主幹事証券であるSMB C日興証券株式会社は、その業務上、当社株式について、別途自己勘定での売買取引または顧客に対する投資勧誘等を行う場合があります。

#### ⑤ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、当社及び子会社の取締役及び従業員に対するインセンティブ付与を目的とし、新株予約権を付与しております。新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在におけるこれらの新株予約権による潜在株式数は180,700株であり、発行済株式総数の15.8%に相当しております。また、当社グループは今後も優秀な人材確保のために同様のインセンティブプランを実施する可能性があり、将来付与したストック・オプションが行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

⑥ 資金使途について

当社グループが計画している公募増資による調達資金については、既存事業の拡大、新規事業のための設備投資及び海外での人材採用に伴う人件費及び現地法人設立費用に充当する予定であります。しかしながら、当社グループが属する業界は変化が激しいため、計画の変更を余儀なくされ、調達資金を当初目的以外の目的で使用する可能性があります。また、当初の計画に沿って調達資金を使用した場合でも、想定していた投資効果を上げられない可能性もあります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

大日本印刷株式会社との間で下記のとおり業務・資本提携に関する契約を締結しております。

契約締結日	契約期間	契約内容	
平成21年3月6日	本契約の締結日から1年毎の協議による決定	ギフトカード導入支援事業	企画／提案業務
			販促支援／ツール制作業務
			カード制作／発行業務
		ギフトカード残高管理支援事業	コンサルティング業務
			プロセッシング業務
		全般事項	センター構築業務
			センター運用業務
			開発業務
		ギフトカード関連ソリューション事業	同社のソリューション提案
平成25年4月26日	本契約の締結日から1年毎の協議による決定	ギフトカード企画・販促事業	営業
			企画／提案業務
			販促支援／ツール制作業務
		ギフトカードシステムインフラ整備・構築事業	ネットワークプリペイド取引処理システム
			会員管理システム
			相互接続
		BPO事業(注)	一般消費者向けコールセンター業務
			カード会社／加盟店向け事務局業務
			各種入力業務
		カード発行事業	カード企画／製造業務
			カード発行／配送業務

(注) BPO事業とは、ビジネス・プロセス・アウトソーシング事業を意味しております。

大日本印刷株式会社との間で下記のとおりバリューカードASPサービス再販契約を締結しております。

契約締結日	契約期間	契約内容
平成27年11月1日	1年毎の自動更新	バリューカードASPサービスの再販売委託

大日本印刷株式会社との間で下記のとおりブランドプリペイド・オーソリシステム(注)利用基本契約を締結しております。

契約締結日	契約期間	契約内容
平成25年7月1日	平成25年7月1日から平成31年3月31日	当社が開発したブランドプリペイドカード・オーソリシステムの利用許諾

(注) ブランドプリペイドカード・オーソリシステムとは、ブランドプリペイドカード事業で当社が開発したVISA等の決済ネットワークとの接続及び残高管理機能を提供するシステムのことです。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般的に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たり、見積りが必要な事項につきましては、一定の会計基準の範囲内にて合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に記載しております。

### (2) 財政状態の分析

第9期連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

#### ① 流動資産

当連結会計年度末における流動資産の残高は、583,985千円（前連結会計年度末比5,685千円増）となりました。この主な要因は、ブランドプリペイドカード事業に関する投資等による現金及び預金の減少（同154,580千円減）、5月度及び6月度の売上高が順調に推移したことによる受取手形及び売掛金の増加（同146,183千円増）、繰延税金資産の増加（同6,167千円増）であります。

#### ② 固定資産

当連結会計年度末における固定資産の残高は、278,260千円（前連結会計年度末比529,303千円減）となりました。この主な要因は、ブランドプリペイドカード事業のシステムにかかるリース資産（有形）やソフトウェア等において413,946千円の減損損失を計上したことによるものです。

#### ③ 流動負債

当連結会計年度末における流動負債の残高は、464,097千円（前連結会計年度末比5,981千円増）となりました。この主な要因は、返済による短期借入金の減少（同102,500千円減）、事業拡大による買掛金の増加（同24,797千円）と未払金の増加（同36,482千円増）、前受金等のその他流動負債の増加（同33,502千円増）であります。

#### ④ 固定負債

当連結会計年度末における固定負債の残高は、263,585千円（前連結会計年度末比82,926千円減）となりました。この主な要因は、新規借入による長期借入金の増加（同78,320千円増）、リース返済に伴うリース債務の減少（同66,021千円減）、支払委託の返済による長期未払金の減少（同95,225千円減）であります。

#### ⑤ 純資産

当連結会計年度末の純資産の残高は、134,563千円（前連結会計年度末比446,673千円減）となりました。この主な要因は、資本金及び資本剰余金が第三者割当増資等により105,876千円増加した一方、利益剰余金が550,070千円減少したことによるものです。この内訳は、資本金401,760千円、資本剰余金381,760千円、利益剰余金△646,239千円、為替換算調整勘定△2,717千円であります。

第10期第3四半期連結累計期間(自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日)

#### ① 流動資産

当第3四半期連結会計期間末における流動資産の残高は、641,931千円（前連結会計年度比57,946千円増）となりました。この主な要因は、資金調達による現金及び預金の増加（同57,418千円増）であります。

#### ② 固定資産

当第3四半期連結会計期間末における固定資産の残高は、279,453千円（前連結会計年度比1,192千円増）となりました。この主な要因は、有形固定資産の増加（同4,414千円増）、前払費用償却による投資その他の資産の減少（同9,479千円減）、ソフトウェア等投資による無形固定資産の増加（同6,257千円増）であります。

③ 流動負債

当第3四半期連結会計期間末における流動負債の残高は、409,605千円（前連結会計年度比54,491千円減）となりました。この主な要因は、支払による未払金の減少（同45,237千円減）であります。

④ 固定負債

当第3四半期連結会計期間末における固定負債の残高は、281,310千円（前連結会計年度比17,724千円増）となりました。この主な要因は、新規借入による長期借入金の増加（同123,090千円増）、流動負債への振替に伴う固定負債のその他の減少（同105,365千円減）であります。

⑤純資産

当第3四半期連結会計期間末における純資産の残高は、230,468千円（前連結会計年度比95,905千円増）となりました。この主な要因は、利益剰余金が93,884千円増加したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

第9期連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

① 売上高

当連結会計年度の売上高は1,243,663千円（前連結会計年度比211,770千円増）となりました。この主な要因は、当社の主力であるハウスプリペイドカード事業において順調に売上高が増加したためであります。この主な内訳は、ハウスプリペイドカード事業1,069,159千円（前連結会計年度772,795千円）、ブランドプリペイドカード事業174,504千円（前連結会計年度259,097千円）であります。

② 売上原価

当連結会計年度の売上原価は875,985千円（前連結会計年度比238,047千円増）となりました。この主な要因は、ハウスプリペイドカード事業のカードや入金機の販売による仕入高の増加やシステム開発による外注費の増加、及びブランドプリペイドカード事業の運用保守費用等の増加による外注費の増加によるものです。この主な内訳は、当期商品仕入高298,073千円、労務費80,600千円、減価償却費223,568千円、外注費250,658千円であります。

③ 販売費及び一般管理費

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は544,422千円（前連結会計年度比171,330千円増）となりました。この主な要因は、事業拡大に伴う人件費や代理店手数料等の増加によるものです。この主な内訳は、給料手当174,466千円、業務委託費68,395千円、代理店手数料59,143千円であります。

④ 営業外損益及び特別損益

当連結会計年度の営業外損益は11,010千円の損失（前連結会計年度比935千円増）で、この主な要因は、支払利息の増加によるものです。当連結会計年度の特別損益は413,946千円の損失（前連結会計年度は計上がありません）で、内訳はブランドプリペイドカード事業に係る減損損失413,946千円であります。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高1,243,663千円、営業損失176,744千円、経常損失187,754千円、当期純損失550,069千円となりました。

第10期第3四半期連結累計期間(自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日)

① 売上高

当第3四半期連結累計期間における売上高は1,156,500千円となりました。この主な内訳は、ハウスプリペイドカード事業1,049,030千円、ブランドプリペイドカード事業107,469千円であります。

② 売上原価

当第3四半期連結累計期間における売上原価は647,880千円となりました。これは主に、ハウスプリペイドカード事業のカード販売による仕入高と、システム開発による外注費であります。

③ 販売費及び一般管理費

当第3四半期連結累計期間における販売費及び一般管理費は392,974千円となりました。これは主に、人件費や代理店手数料であります。

④ 営業外損益及び特別損益

当第3四半期連結累計期間における営業外損益は15,693千円の損失で、この主な内訳は、支払利息11,588千円であります。また、当第3四半期連結累計期間における特別損益の計上はありません。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 経営戦略と今後の見通しについて

当社グループは、ブランドプリペイドカード事業を平成25年7月より開始いたしました。システムの安定稼動と投資資金の早期回収に向けた対応が最大の課題だと認識しております。

また、国内でのハウスプリペイドカード事業収益を拡大すると共に、早期にアジアマーケットへ着手し、急速に伸びるアジア市場に先行投資して、プリペイドカードの取扱高・導入店舗数においてトップシェアを占め、アジアナンバーワンのポジションを獲得していく方針であります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

第9期連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

当連結会計年度の設備投資の総額は71,222千円であり、その主な内容は、ブランドプリペイドカード事業において、当社サービスの導入企業向けに実施したシステム開発としてブランドプリペイドASPサービスの新システム構築(42,741千円)と、ハウスプリペイドカード事業において、当社サービスのシステムインフラの維持・増強等や、当社サービスの導入企業向けに実施したシステムのカスタマイズ(28,202千円)等の投資であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第10期第3四半期連結累計期間(自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日)

当第10期第3四半期累計期間における設備投資は80,631千円であり、その主な内容は、ハウスプリペイドカード事業において当社サービスの導入企業向けに実施したシステムカスタマイズ等(60,014千円)と、ブランドプリペイドカード事業において当社サービスの導入企業向けに実施した新規システム構築等(20,616千円)の投資であります。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

平成27年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物	リース資産	ソフト ウエア	ソフト ウエア 仮勘定	その他	合計	
本社 (東京都 中央区)	ハウスプリペ イドカード事 業	業務設備	—	207	31,842	—	29,647	61,697	28 (2)
本社 (東京都 中央区)	ブランドプリ ペイドカード 事業	業務設備	—	26,289	104,897	6,279	498	137,964	4 (—)
本社 (東京都 中央区)	全社 (共通)	本社設備	3,719	4,086	728	—	373	8,906	10 (—)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
3. 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品等であります。  
4. 従業員数の( )は、アルバイト、派遣社員を外書きしております。  
5. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都中央区)	ハウスプリペイドカ ード事業 ブランドプリペイド カード事業 全社(共通)	本社事務所	20,312

##### (2) 在外子会社

主要な設備はありません。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】(平成28年7月31日現在)

#### (1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (東京都中央 区)	ハウスプリペ イドカード事 業	新規顧客用シ ステム	282,988	-	増資資金、自己資 金、借入金	平成28年 7月	平成31年 6月	(注) 2
		データベー ス、アプリケ ーションサー バー新設	241,000	-	増資資金	平成28年 7月	平成29年 6月	(注) 2
本社 (東京都中央 区)	プランドプリ ペイドカード 事業	新規顧客用シ ステム	195,270	-	自己資金、借入金	平成28年 7月	平成31年 6月	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については計数的把握が困難なため、記載を省略しております。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,560,000
計	4,560,000

(注) 平成28年3月17日の取締役会決議により、平成28年4月12日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、発行可能株式総数は4,460,000株増加し、4,560,000株となっております。

##### ② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,140,600	非上場	当社は、完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,140,600	—	—

(注) 1. 平成28年3月17日開催の取締役会決議により、平成28年4月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,129,194株増加し、1,140,600株となっております。  
2. 平成28年4月12日開催の臨時株主総会決議により、平成28年4月12日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

新株予約権

第1回新株予約権

平成18年8月10日臨時株主総会決議(平成18年8月11日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成27年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年7月31日)
新株予約権の数(個)	250(注) 6	250(注) 6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250(注) 1、 6	25,000(注) 1、 5、 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000(注) 2	100(注) 2、 5
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月11日 至 平成28年8月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000	発行価格 100(注) 5 資本組入額 50(注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規株式発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

### 3. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位及び社外協力者であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了による退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当社の取締役、監査役又は従業員でなくとも、新株予約権行使することができる。
  - (2) 新株予約権者が在任又は在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
  - (3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
  - (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
    - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
    - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
    - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
    - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
    - (5) 新株予約権行使できる期間、その他の権利行使の条件等  
組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。
    - (6) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
  5. 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っている。  
これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。
  6. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、権利行使した者の数及び退職により権利を喪失した者の数を減じている。

第2回新株予約権

平成22年5月15日臨時株主総会決議(平成22年6月25日開催取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成27年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年7月31日)
新株予約権の数(個)	479(注) 6	479(注) 6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	479(注) 1、 6	47,900(注) 1、 5、 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,000(注) 2	650(注) 2、 5
新株予約権の行使期間	自 平成24年5月17日 至 平成32年5月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,000 資本組入額 32,500	発行価格 650(注) 5 資本組入額 325(注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要する ものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

### 3. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位及び社外協力者であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了による退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当社の取締役、監査役又は従業員でなくとも、新株予約権行使することができる。
  - (2) 新株予約権者が在任又は在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
  - (3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
  - (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
    - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
    - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
    - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
    - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
    - (5) 新株予約権行使できる期間、その他の権利行使の条件等  
組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。
    - (6) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
  5. 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っている。  
これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。
  6. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、権利行使した者の数及び退職により権利を喪失した者の数を減じている。

第3回新株予約権

平成22年5月15日臨時株主総会決議(平成22年7月1日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成27年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年7月31日)
新株予約権の数(個)	20	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20(注) 1	2,000 (注) 1、 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,000(注) 2	650(注) 2、 5
新株予約権の行使期間	自 平成24年5月17日 至 平成32年5月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,000 資本組入額 32,500	発行価格 650(注) 5 資本組入額 325(注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要する ものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

### 3. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位及び社外協力者であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了による退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当社の取締役、監査役又は従業員でなくとも、新株予約権行使することができる。
  - (2) 新株予約権者が在任又は在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
  - (3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
  - (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
    - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
    - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
    - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
    - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
    - (5) 新株予約権行使できる期間、その他の権利行使の条件等  
組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。
    - (6) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
  5. 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っている。  
これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

第4回新株予約権

平成22年5月15日臨時株主総会決議(平成23年4月28日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成27年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年7月31日)
新株予約権の数(個)	32(注) 6	32(注) 6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32(注) 1、 6	3,200(注) 1、 5、 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,000(注) 2	650(注) 2、 5
新株予約権の行使期間	自 平成24年5月17日 至 平成32年5月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,000 資本組入額 32,500	発行価格 650(注) 5 資本組入額 325(注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要する ものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

### 3. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位及び社外協力者であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了による退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当社の取締役、監査役又は従業員でなくとも、新株予約権行使することができる。
  - (2) 新株予約権者が在任又は在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
  - (3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
  - (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
    - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
    - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
    - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
    - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
    - (5) 新株予約権行使できる期間、その他の権利行使の条件等  
組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。
    - (6) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
  5. 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っている。  
これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。
  6. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職により権利を喪失した者の数を減じている。

第5回新株予約権

平成24年8月31日臨時株主総会決議(平成24年11月9日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成27年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年7月31日)
新株予約権の数(個)	462(注)6	462(注)6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	462(注)1、6	46,200(注)1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	85,000(注)2	850(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成26年11月10日 至 平成34年8月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 85,000 資本組入額 42,500	発行価格 850(注)5 資本組入額 425(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要する ものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

### 3. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位及び社外協力者であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了による退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当社の取締役、監査役又は従業員でなくとも、新株予約権行使することができる。
  - (2) 新株予約権者が在任又は在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
  - (3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
  - (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
    - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
    - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
    - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
    - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
    - (5) 新株予約権行使できる期間、その他の権利行使の条件等  
組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。
    - (6) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
  5. 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っている。  
これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。
  6. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、権利行使した者の数を減じている。

第6回新株予約権

平成24年8月31日臨時株主総会決議(平成25年4月10日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成27年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年7月31日)
新株予約権の数(個)	52(注) 6	32(注) 6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	52(注) 1、 6	3,200(注) 1、 5、 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	85,000(注) 2	850(注) 2、 5
新株予約権の行使期間	自 平成27年4月11日 至 平成34年8月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 85,000 資本組入額 42,500	発行価格 850(注) 5 資本組入額 425(注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要する ものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

### 3. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位及び社外協力者であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了による退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当社の取締役、監査役又は従業員でなくとも、新株予約権行使することができる。

(2) 新株予約権者が在任又は在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。

(3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

(4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(5) 新株予約権を行使できる期間、その他の権利行使の条件等

組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。

(6) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

5. 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っている。

これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

6. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職により権利を喪失した者の数を減じている。

第7回新株予約権

平成26年9月29日定時株主総会決議(平成27年1月15日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成27年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年7月31日)
新株予約権の数(個)	240	240
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	240(注)1	24,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150,000(注)2	1,500(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成29年1月17日 至 平成36年9月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	発行価格 1,500(注)5 資本組入額 750(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要する ものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

### 3. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位及び社外協力者であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了による退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当社の取締役、監査役又は従業員でなくとも、新株予約権行使することができる。
  - (2) 新株予約権者が在任又は在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
  - (3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
  - (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
    - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
    - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
    - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
    - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
    - (5) 新株予約権行使できる期間、その他の権利行使の条件等  
組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。
    - (6) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
  5. 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っている。  
これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

第8回新株予約権

平成26年9月29日定時株主総会決議(平成27年6月29日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成27年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年7月31日)
新株予約権の数(個)	252	252
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	252(注) 1	25,200(注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150,000(注) 2	1,500(注) 2、5
新株予約権の行使期間	自 平成28年9月30日 至 平成36年9月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	発行価格 1,500(注) 5 資本組入額 750(注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要する ものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

### 3. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位及び社外協力者であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了による退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当社の取締役、監査役又は従業員でなくとも、新株予約権行使することができる。
  - (2) 新株予約権者が在任又は在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
  - (3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
  - (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
    - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
    - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
    - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
    - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
    - (5) 新株予約権行使できる期間、その他の権利行使の条件等  
組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。
    - (6) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
  5. 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っている。  
これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

第9回新株予約権

平成27年2月4日臨時株主総会決議(平成27年6月29日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成27年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年7月31日)
新株予約権の数(個)	310	280(注) 6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	310(注) 1	28,000(注) 1、 5、 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150,000(注) 2	1,500(注) 2、 5
新株予約権の行使期間	自 平成29年2月5日 至 平成37年2月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	発行価格 1,500(注) 5 資本組入額 750(注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要する ものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

### 3. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位及び社外協力者であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了による退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当社の取締役、監査役又は従業員でなくとも、新株予約権行使することができる。

(2) 新株予約権者が在任又は在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。

(3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

(4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(5) 新株予約権を行使できる期間、その他の権利行使の条件等

組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。

(6) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

5. 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っている。

これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

6. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職により権利を喪失した者の数を減じている。

第10回新株予約権

平成27年2月4日臨時株主総会決議(平成27年6月29日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成27年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年7月31日)
新株予約権の数(個)	—	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	1,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	1,500(注)2、5
新株予約権の行使期間	—	自 平成29年2月5日 至 平成37年2月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 1,500(注)5 資本組入額 750(注)5
新株予約権の行使の条件	—	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要する ものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	(注)4

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割}(又は併合)\text{の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合}\text{の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位及び社外協力者であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了による退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当社の取締役、監査役又は従業員でなくとも、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が在任又は在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。
- (3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
  - (5) 新株予約権を行使できる期間、その他の権利行使の条件等  
組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。
  - (6) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
5. 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っている。  
これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年5月30日 (注)1	722	8,325	32,490	211,832	32,490	191,832
平成25年6月25日 (注)2	402	8,727	2,065	213,897	2,065	193,897
平成26年6月30日 (注)3	1,799	10,526	134,925	348,822	134,925	328,822
平成26年7月1日～ 平成27年5月8日 (注)4	215	10,741	3,062	351,885	3,062	331,885
平成27年6月25日 (注)5	665	11,406	49,875	401,760	49,875	381,760
平成28年4月12日 (注)6	1,129,194	1,140,600	—	401,760	—	381,760

- (注) 1. 第三者割当 発行価格90,000円、資本組入額45,000円  
割当先 大日本印刷株式会社
2. 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。
3. 第三者割当 発行価格150,000円、資本組入額75,000円  
割当先 株式会社ティーガイア JA三井リース株式会社 NIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合
4. 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。
5. 第三者割当 発行価格150,000円、資本組入額75,000円  
割当先 ネオス株式会社、株式会社セレス
6. 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

## (5) 【所有者別状況】

平成28年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	2	15	—	—	18	35	—
所有株式数(単元)	—	—	399	7,612	—	—	3,395	11,406	—
所有株式数の割合(%)	—	—	3.49	66.74	—	—	29.77	100.00	—

## (6) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成28年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,140,600	11,406	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 —	—	—
発行済株式総数	1,140,600	—	—
総株主の議決権	—	11,406	—

(注) 平成28年4月12日開催の臨時株主総会決議により、平成28年4月12日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

## ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

第1回新株予約権(平成18年8月10日臨時株主総会決議)

決議年月日	取締役会決議日 平成18年8月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 行使期限到来による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者はおりません。

第2回新株予約権(平成22年5月15日臨時株主総会決議)

決議年月日	取締役会決議日 平成22年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社監査役 1 当社従業員 9
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 権利行使、退職者による権利喪失及び役職変更により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社監査役1名、当社従業員5名、その他1名であります。

第3回新株予約権(平成22年5月15日臨時株主総会決議)

決議年月日	取締役会決議日 平成22年7月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 役職変更により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名であります。

第4回新株予約権(平成22年5月15日臨時株主総会決議)

決議年月日	取締役会決議日 平成23年4月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 社外協力者の入社、退職者による権利喪失及び役職変更により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社監査役1名であります。

第5回新株予約権(平成24年8月31日臨時株主総会決議)

決議年月日	取締役会決議日 平成24年11月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 権利行使及び役職変更により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社監査役1名、当社従業員1名であります。

第6回新株予約権(平成24年8月31日臨時株主総会決議)

決議年月日	取締役会決議日 平成25年4月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 9 社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 社外協力者の入社及び退職による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員5名であります。

第7回新株予約権(平成26年9月29日定時株主総会決議)

決議年月日	取締役会決議日 平成27年1月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第8回新株予約権(平成26年9月29日定時株主総会決議)

決議年月日	取締役会決議日 平成27年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第9回新株予約権(平成27年2月4日臨時株主総会決議)

決議年月日	取締役会決議日 平成27年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 29 社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 社外協力者の入社、退職者による権利喪失及び役職変更により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社監査役1名、当社従業員26名であります。

第10回新株予約権(平成27年2月4日臨時株主総会決議)

決議年月日	取締役会決議日 平成27年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

該当事項はありません。

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、創業以来、財務体質の強化並びに将来の事業展開に備えるため、配当可能利益を全額内部留保とし、配当を実施しておりません。株主に対する利益還元については経営の最重要課題の一つとして位置付けており、当面は内部留保の充実に注力する方針ですが、企業規模や収益が安定期に入ったと判断された時点で、経営成績・財政状態を勘案しながら、配当による株主への利益還元に努める所存であります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

なお、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当を実施することができる旨を定款に定めており、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会を配当の決定機関としております。今後、配当を実施する場合は、期末配当の年1回を基本方針といたします。

## 4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

## 5 【役員の状況】

男性 6 名 女性 1 名(役員のうち女性の比率14.3%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	—	尾上 徹	昭和42年10月11日	平成2年4月 平成15年4月  平成17年8月 平成17年9月  平成18年7月  平成18年10月 平成26年1月	株式会社ジェーシービー 入社 同社市場開発部グループマネージャー 同社退社 インブループテクノロジーズ株式会社 入社 同社カード事業本部長 当社設立 当社執行役員 当社代表取締役社長(現任) 佰馏(上海)信息技术有限公司董事長(現任)	(注) 2	127,800
常務取締役	—	林 秀治	昭和53年12月6日	平成13年4月 平成18年4月  平成18年7月  平成18年10月	株式会社ジェーシービー 入社 インブループテクノロジーズ株式会社 入社 当社設立 当社執行役員 当社取締役(現任)	(注) 2	54,000
取締役	管理部長	本多 誠一	昭和36年12月29日	昭和60年4月 平成12年4月 平成13年9月  平成20年3月 平成21年9月  平成22年3月 平成25年7月  平成25年9月 平成26年9月	株式会社フジタ 入社 同社国際財務部マネージャー 株式会社アッカ・ネットワークス(現 ソフトバンク株式会社) 入社 同社財務経理部長 ユナイテッドヘルスケア株式会社(現 株式会社キャピタルメディカ) 入社 同社オペレーションマネージャー 医療法人新青会理事 当社入社 当社管理部担当部長 当社監査役 当社取締役(現任)	(注) 2	4,200
取締役	営業本部長	一柳 寿一	昭和43年12月15日	平成3年4月  平成12年4月 平成21年4月 平成22年7月 平成27年7月 平成27年9月	株式会社オリエントコーポレーション 入社 同社カード営業部課長 同社営業部課長 当社入社 執行役員 当社執行役員営業本部長 当社取締役(現任)	(注) 2	7,000
常勤監査役	—	金子 穀	昭和40年5月18日	平成2年4月  平成15年2月  平成17年5月 平成17年11月  平成18年10月 平成22年5月 平成22年7月 平成26年9月	アメリカン・エキスプレス・インターナショナルInc. 日本支社 入社 株式会社ジャクソンアンドミキコンサルティング 入社 株式会社クリエーション 入社 インブループテクノロジーズ株式会社 入社 当社入社 執行役員兼営業部長 当社取締役兼営業部長 当社取締役 当社監査役(現任)	(注) 3	37,900

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
監査役	—	田部井 修	昭和30年8月25日	昭和54年4月 昭和59年10月 平成2年10月 平成10年6月 平成12年8月 平成13年6月 平成19年6月 平成20年1月 平成24年2月 平成26年9月 平成28年3月	近畿日本ツーリスト株式会社入社 株式会社和広入社 石川会計事務所(現:税理士法人 ハートフル会計事務所)入所 田部井会計事務所設立 所長(現任) 株式会社アイティーコンサルティング設立 代表取締役就任(現任) 株式会社ユタカ産業 監査役(現任) インタクト株式会社 監査役(現任) 株式会社大里 監査役(現任) 株式会社アクトコール 監査役(現任) 当社監査役(現任) 株式会社ノムラシステムコーポレーション 監査役(現任)	(注)3	—
監査役	—	久礼美紀子	昭和53年10月27日	平成13年4月 平成19年9月 平成21年2月 平成27年9月	日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 弁護士登録(第一東京弁護士会) AZX総合法律事務所 入所 弁護士法人内田・鮫島法律事務所 入所(現任) 当社監査役(現任)	(注)3	—
計							230,900

- (注) 1. 監査役田部井修及び監査役久礼美紀子は、社外監査役であります。  
 2. 取締役の任期は、平成28年4月12日開催の臨時株主総会集結の時から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する平成29年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
 3. 監査役の任期は、平成28年4月12日開催の臨時株主総会集結の時から4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する平成31年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
 4. 当社では、意思決定の迅速化及び取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は1名で、執行役員小柳雄志であります。

## 6 【コード・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コード・ガバナンスの状況】

#### コード・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主重視の基本方針に基づき、継続企業として収益の拡大、企業価値の向上のため、経営管理体制を整備し、経営の効率化と迅速性を高めて参ります。同時に、社会における企業の責務を認識し、各種サービスを通じた社会貢献、当社を取り巻く利害関係者の調和ある利益の実現に取り組んで参ります。これらを踏まえ、経営管理体制の整備にあたり、事業活動の透明性及び客観性を確保すべく、業務執行に対するモニタリング体制の整備を進め、適時情報公開を行って参ります。

#### ① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

##### イ 会社の機関の内容

###### a 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役 4 名で構成され、1 ヶ月に一度の定例の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。また、業務執行は、執行役員 1 名を選任し、権限委譲した組織運営を行い、業務遂行責任の明確化を可能とする体制作りを推進しております。なお、取締役会には監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。

###### b 監査役会・監査役

当社の監査役会は、監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）で構成され、1 ヶ月に一度開催しております。ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

社外監査役は、それぞれの職務経験や専門的な見地より経営監視を実施していただくこととしております。

常勤監査役は、株主総会・取締役会への出席や、取締役・執行役員・従業員・会計監査人からの報告収受等法律上の権利行使のほか、重要な会議への出席等実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。なお、監査役会においては月次にて常勤監査役が日常で行っている監査結果について報告し、必要に応じて協議を行っております。

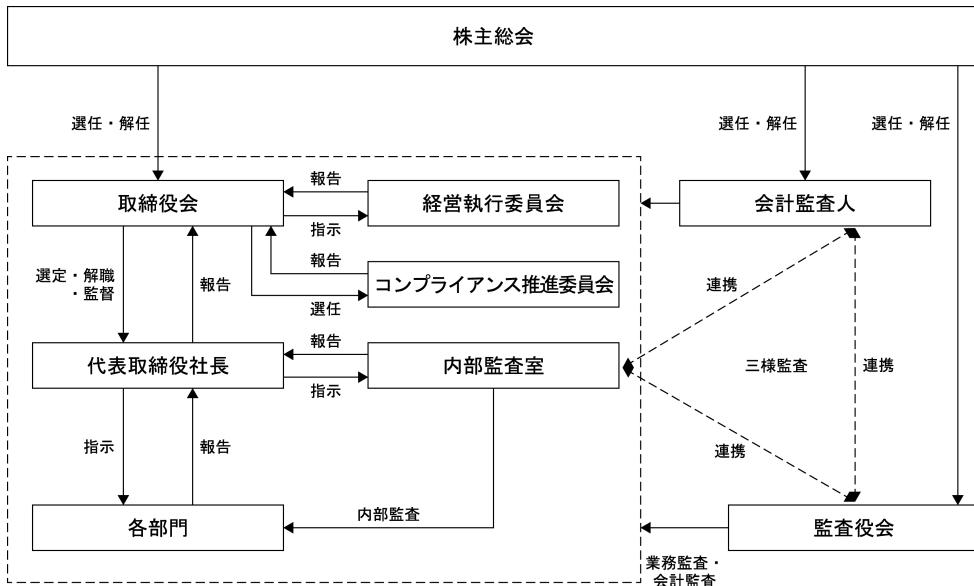
###### c 経営執行委員会

経営執行委員会は、執行役員以上の職位の者により構成されており、原則として毎月 1 回以上開催することとしております。当該委員会では、取締役会の委嘱を受けた事項及びその他経営に関する重要事項について、協議、決裁及び報告を行っております。

###### d コンプライアンス推進委員会

コンプライアンス推進委員会は、委員長である代表取締役社長並びに取締役会により選任された委員により構成されており、原則として四半期ごとに 1 回以上開催することとしております。当該委員会では、コンプライアンスに関する規程の改廃、当該規程の施行にあたり必要となるコンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラム等の協議及び決議、並びにコンプライアンス教育の計画、管理、実施、見直しに関する協議及び決議を行っております。

なお、これらの模式図は次のとおりであります。



## 口 内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成27年10月15日の取締役会にて「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

- a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - (a) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、『私たちは、商取引に不可欠な決済手段を単なる決済手段にとどまらせず、プロモーション、マーケティング、ブランディングの観点から企業の販売促進活動を支援し、多様化する決済手段を最適化するとともに、「バリューカード」を通じて、店舗、消費者双方の価値を最大化します。』との企業理念に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
    - (b) 取締役会は、「取締役会規程」及び「決裁権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
    - (c) コンプライアンスの状況は、委員長である代表取締役社長及び取締役会により選任された委員から構成されるコンプライアンス推進委員会等を通じて取締役会に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
    - (d) 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、管理部を窓口として定め、適切に対応する。
  - b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
    - (a) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書保管管理規程」及び「稟議事務取扱規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
    - (b) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a) 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
  - (b) リスク情報等については各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は管理部が行うものとする。
  - (c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
  - (d) 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
  - (b) 各部門長は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。
  - (c) 各部門においては、「決裁権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化をはかることで、迅速性及び効率性を確保する。
- e 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (a) グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行う。
  - (b) グループ会社の管理は管理部が行うものとし、必要に応じてグループ会社の取締役又は監査役は、当社の取締役、監査役又は使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査する。
  - (c) 当社の監査役及び内部監査室は、グループ会社の監査役や管理部門と連携し、グループ会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。
- f 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項並びにその使用者の取締役からの独立性に関する事項  
監査役は、管理部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- g 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (a) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
  - (b) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- h その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (a) 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
  - (b) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、隨時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求める等必要な連携を図ることとする。

i 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

j 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (a) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- (b) 管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
- (c) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

② リスク管理体制の整備の状況

経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、必要に応じて外部の専門家に照会を行った上で対処するとともに、経営執行委員会等又は取締役会に報告しその対応策について協議しております。

また、個人情報の保護について最大限の注意を払っており、個人情報の取り扱いに関する運用を徹底しております。システム障害に関しましても、サービスの安定供給を図るためのセキュリティ対策、コンピューターウィルス等の侵入やハッカーによる妨害等を回避するために必要と思われる対策をとっております。

③ 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室が担当しており、担当者を3名配置しております。内部監査室は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役社長による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査対象となった各事業部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認します。

各監査役は定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催されている監査役会において、情報共有を図っております。監査役監査は、毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会を含む重要な会議への出席、実地監査、意見聴取を行うとともに、決裁書類の閲覧等を適時に行い、取締役の業務執行の監査を行っております。

監査役、内部監査室及び会計監査人は、相互に連携して、三者間で定期的に会合を開催し、課題・改善事項等の情報の共有化を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

④ 社外取締役及び社外監査役

本書提出日現在、当社は社外監査役を2名選任しております。当社では、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、社外監査役について、専門家としての豊富な経験、金融・会計・法律に関する高い見識等に基づき、客觀性、中立性ある助言及び取締役の職務執行の監督を期待しており、当目的にかなう専門的知識と経験を有していること、また会社との関係、代表取締役社長その他の取締役及び主要な使用者との関係等を勘案して独立性に問題がないことを社外監査役の選考基準としております。

当社と社外監査役の間には、人的関係、資本関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役田部井修は、税理士として会計税務に関する専門的な知識を有しております。

社外監査役久礼美紀子は、弁護士として専門的な法律知識を有しております。

社外監査役は、原則として毎月1回開催する取締役会及び監査役会に出席し、取締役の業務執行の状況を監査するほか、客觀的な立場から職務執行に関する監督及び助言を積極的に行っております。

社外取締役については選任しておりませんが、外部からの客觀的かつ中立的な見解を取り入れることができ、経営への監督機能の強化の向上に繋がるため、社外取締役の早期選任が不可欠であると認識しております。具体的には上場後1年以内に、業界に精通した豊富なビジネス経験を持った社外取締役を1名招聘し、取締役4名の他社外取締役1名の5名体制とする予定であり、独立役員とすることを検討しております。

⑤ 役員報酬の内容

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	20,688	20,688	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	6,335	6,335	—	—	—	1
社外取締役	—	—	—	—	—	—
社外監査役	900	900	—	—	—	2

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ 役員の報酬等の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員の額については、取締役会が決定しております。監査役については監査役会で決めております。

⑥ 会計監査の状況

当社は有限責任監査法人トーマツが監査を担当しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行役員と当社との間には、特別な利害関係はありません。なお、会計監査業務を執行した公認会計士は遠藤康彦、高橋篤史の2名であり、当社の監査業務に係る補助者は公認会計士3名、その他4名あります。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

⑦ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするために、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

⑧ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 責任限定契約の内容

当社と非常勤監査役2名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該非常勤監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

⑫ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年12月31日を基準日として中間配当が行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑬ 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑭ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	5,300	150	8,500	2,550
連結子会社	—	—	—	—
計	5,300	150	8,500	2,550

② 【その他重要な報酬の内容】

最近連結会計年度の前連結会計年度

該当事項はありません。

最近連結会計年度

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

最近連結会計年度の前連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、中国の投資、会計、税務全般に関する相談業務であります。

最近連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、中国の投資、会計、税務全般に関する相談業務及び新規上場申請のための有価証券報告書及び四半期報告書作成のための助言、指導業務に対するものであります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案した上で決定しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成25年7月1日から平成26年6月30日まで)及び当連結会計年度(平成26年7月1日から平成27年6月30日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成25年7月1日から平成26年6月30日まで)及び当事業年度(平成26年7月1日から平成27年6月30日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年7月1日から平成28年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等の専門的情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加しております。

## 1 【連結財務諸表等】

### (1) 【連結財務諸表】

#### ① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年6月30日)	当連結会計年度 (平成27年6月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	383,180	228,600
受取手形及び売掛金	154,047	300,230
たな卸資産	※1 17,787	※1 20,268
繰延税金資産	12,246	18,413
その他	14,271	27,798
貸倒引当金	△3,231	△11,326
<b>流動資産合計</b>	<b>578,300</b>	<b>583,985</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	4,969	5,247
減価償却累計額	△1,068	△1,528
建物（純額）	3,901	3,719
リース資産	233,015	154,138
減価償却累計額	△66,149	△123,554
リース資産（純額）	166,866	30,583
その他	80,000	92,300
減価償却累計額	△56,125	△71,276
その他（純額）	23,875	21,024
<b>有形固定資産合計</b>	<b>194,642</b>	<b>55,326</b>
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	505,479	137,467
ソフトウェア仮勘定	51,215	6,279
リース資産	26,408	9,903
その他	9	9
<b>無形固定資産合計</b>	<b>583,113</b>	<b>153,660</b>
<b>投資その他の資産</b>		
繰延税金資産	—	45,810
その他	29,807	23,462
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>29,807</b>	<b>69,273</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>807,563</b>	<b>278,260</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,385,864</b>	<b>862,245</b>

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年6月30日)	当連結会計年度 (平成27年6月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	89,437	114,234
短期借入金	102,500	—
1年内返済予定の長期借入金	11,100	35,880
リース債務	75,898	65,822
未払金	161,975	198,457
未払法人税等	1,859	855
その他	15,345	48,847
<b>流動負債合計</b>	<b>458,116</b>	<b>464,097</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	32,425	110,745
リース債務	113,797	47,776
長期未払金	200,289	105,064
<b>固定負債合計</b>	<b>346,511</b>	<b>263,585</b>
<b>負債合計</b>	<b>804,628</b>	<b>727,682</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	<b>348,822</b>	<b>401,760</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>328,822</b>	<b>381,760</b>
<b>利益剰余金</b>	<b>△96,169</b>	<b>△646,239</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>581,475</b>	<b>137,280</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
<b>為替換算調整勘定</b>	<b>△239</b>	<b>△2,717</b>
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>△239</b>	<b>△2,717</b>
<b>純資産合計</b>	<b>581,236</b>	<b>134,563</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,385,864</b>	<b>862,245</b>

## 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間  
(平成28年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	286,019
受取手形及び売掛金	307,437
たな卸資産	8,406
その他	50,831
貸倒引当金	△10,763
流動資産合計	641,931
固定資産	
有形固定資産	59,741
無形固定資産	
ソフトウェア	150,610
その他	9,307
無形固定資産合計	159,918
投資その他の資産	
その他	61,019
貸倒引当金	△1,225
投資その他の資産合計	59,793
固定資産合計	279,453
資産合計	921,384
負債の部	
流動負債	
買掛金	126,391
1年内返済予定の長期借入金	35,880
未払金	153,219
未払法人税等	8,365
その他	85,749
流動負債合計	409,605
固定負債	
長期借入金	233,835
その他	47,475
固定負債合計	281,310
負債合計	690,915
純資産の部	
株主資本	
資本金	401,760
資本剰余金	381,760
利益剰余金	△552,354
株主資本合計	231,165
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	△696
その他の包括利益累計額合計	△696
純資産合計	230,468
負債純資産合計	921,384

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
売上高	1,031,892	1,243,663
売上原価	637,938	875,985
売上総利益	393,954	367,678
販売費及び一般管理費	※1 373,092	※1 544,422
営業利益又は営業損失（△）	20,861	△176,744
営業外収益		
受取利息	15	41
還付加算金	149	—
その他	134	76
営業外収益合計	298	118
営業外費用		
支払利息	9,740	10,267
その他	633	860
営業外費用合計	10,373	11,128
経常利益又は経常損失（△）	10,786	△187,754
特別損失		
減損損失	—	※2 413,946
特別損失合計	—	413,946
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（△）	10,786	△601,700
法人税、住民税及び事業税	2,565	346
法人税等調整額	△12,246	△51,977
法人税等合計	△9,680	△51,631
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失（△）	20,467	△550,069
当期純利益又は当期純損失（△）	20,467	△550,069

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失(△)	20,467	△550,069
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△239	△2,478
その他の包括利益合計	※1 △239	※1 △2,478
包括利益	20,227	△552,547
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	20,227	△552,547
少数株主に係る包括利益	—	—

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	1,156,500
売上原価	647,880
売上総利益	508,619
販売費及び一般管理費	392,974
営業利益	115,645
営業外収益	
受取利息	55
その他	126
営業外収益合計	181
営業外費用	
支払利息	11,588
為替差損	4,285
その他	0
営業外費用合計	15,874
経常利益	99,952
税金等調整前四半期純利益	99,952
法人税、住民税及び事業税	5,391
法人税等調整額	676
法人税等合計	6,067
四半期純利益	93,884
非支配株主に帰属する四半期純利益	—
親会社株主に帰属する四半期純利益	93,884

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日)	
四半期純利益	93,884
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	2,021
その他の包括利益合計	2,021
四半期包括利益	95,905
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	95,905
非支配株主に係る四半期包括利益	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	213,897	193,897	△116,636	291,158	—	—	291,158
当期変動額							
新株の発行	134,925	134,925		269,850			269,850
当期純利益			20,467	20,467			20,467
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					△239	△239	△239
当期変動額合計	134,925	134,925	20,467	290,317	△239	△239	290,078
当期末残高	348,822	328,822	△96,169	581,475	△239	△239	581,236

当連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	348,822	328,822	△96,169	581,475	△239	△239	581,236
当期変動額							
新株の発行	52,937	52,937		105,875			105,875
当期純損失(△)			△550,069	△550,069			△550,069
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					△2,478	△2,478	△2,478
当期変動額合計	52,937	52,937	△550,069	△444,194	△2,478	△2,478	△446,672
当期末残高	401,760	381,760	△646,239	137,280	△2,717	△2,717	134,563

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位 : 千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月 30日)	当連結会計年度 (自 平成26年 7月 1日 至 平成27年 6月 30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整後当期純損失(△)	10,786	△601,700
減価償却費	191,338	226,040
減損損失	—	413,946
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△1,311	8,094
受取利息	△15	△41
支払利息	9,740	10,267
売上債権の増減額(△は増加)	△67,197	△146,159
たな卸資産の増減額(△は増加)	△9,436	△2,248
仕入債務の増減額(△は減少)	122,421	22,761
未払金の増減額(△は減少)	△3,208	42,628
未払消費税等の増減額(△は減少)	8,719	23,665
その他	67	6,298
小計	<u>261,904</u>	<u>3,551</u>
利息及び配当金の受取額	15	41
利息の支払額	△6,522	△3,305
法人税等の支払額	△8,984	△958
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<u>246,412</u>	<u>△670</u>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△10,802	△16,147
無形固定資産の取得による支出	△164,136	△56,469
その他	△432	△118
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<u>△175,371</u>	<u>△72,735</u>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(△は減少)	102,500	△102,500
長期借入れによる収入	—	115,000
長期借入金の返済による支出	△6,475	△11,900
リース債務の返済による支出	△76,811	△75,504
割賦債務の返済による支出	△90,169	△109,920
セール・アンド・リースバックによる収入	73,514	—
株式の発行による収入	269,850	105,875
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<u>272,409</u>	<u>△78,950</u>
現金及び現金同等物に係る換算差額	△213	△2,223
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	343,236	△154,579
現金及び現金同等物の期首残高	39,944	383,180
現金及び現金同等物の期末残高	※1 383,180	※1 228,600

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

### 1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 佰馏(上海)信息技术有限公司

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社 佰馏(上海)信息技术有限公司の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・・・・・・先入先出法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

仕掛品・・・・・・個別法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

貯蔵品・・・・・・最終仕入原価法を採用しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 佰馏(上海)信息技术有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社 佰馏(上海)信息技术有限公司の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・・・・・・先入先出法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

仕掛品・・・・・・個別法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

貯蔵品・・・・・・最終仕入原価法を採用しております

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表関係)

※1 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年6月30日)	当連結会計年度 (平成27年6月30日)
商品	16,829千円	20,250千円
仕掛品	950〃	—〃
貯蔵品	7〃	18〃

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年6月30日)	当連結会計年度 (平成27年6月30日)
当座貸越極度額	150,000千円	150,000千円
借入実行残高	80,000〃	—〃
差引額	70,000〃	150,000〃

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月 30日)	当連結会計年度 (自 平成26年 7月 1日 至 平成27年 6月 30日)
給料手当	114,574千円	174,466千円
代理店手数料	44,329〃	59,143〃
業務委託費	61,819〃	68,395〃
貸倒引当金繰入額	19〃	8,179〃

※2 減損損失

前連結会計年度(自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月 30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年 7月 1日 至 平成27年 6月 30日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類
東京本社(東京都中央区)	ブランドプリペイドカード事業 事業用資産	リース資産(有形)、ソフトウエア等

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

事業用資産について収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

リース資産(有形)	78,877千円
ソフトウエア	314,733〃
ソフトウエア仮勘定	18,839〃
その他	1,495〃
合計	413,946〃

(4) 資産のグルーピングの方法

概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業部単位にグルーピングをしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを5.8%で割り引いて計算しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	△239千円	△2,478千円
その他の包括利益合計	△239〃	△2,478〃

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	8,727	1,799	—	10,526

(変動事由の概要)

第三者割当増資による増加 1,799株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,526	880	—	11,406

(変動事由の概要)

第三者割当増資による増加 665株及び新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加215株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
現金及び預金	383,180千円	228,600千円
現金及び現金同等物	383,180〃	228,600〃

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、サーバー機であります。

(イ)無形固定資産

主として、ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、サーバー機であります。

(イ)無形固定資産

主として、ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループにおける資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、与信管理規程に基づき与信を管理することにより、取引先の信用状況を把握する体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが、1年以内の支払期日であります。

長期未払金、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

未払法人税等は、法人税、住民税(都道府県民税及び市町村民税をいう。)及び事業税の未払額であり、そのほぼ全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定には変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(4) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち19.70%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	383,180	383,180	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(※1)	154,047 △3,231	154,047 △3,231	—
	150,815	150,815	—
資産計	533,995	533,995	—
(1) 買掛金	89,437	89,437	—
(2) 短期借入金	102,500	102,500	—
(3) 未払金(※2)	51,926	51,926	—
(4) 未払法人税等	1,859	1,859	—
(5) 長期未払金(※3)	310,338	309,254	△1,084
(6) 長期借入金(※4)	43,525	43,525	—
(7) リース債務(※5)	189,695	189,331	△363
負債計	789,280	787,832	△1,447

(※1) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 未払金は1年内支払予定の長期未払金の金額を除いております。

(※3) 長期未払金は1年内支払予定の長期未払金の金額を含め、未払金から除いております。

(※4) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※5) リース債務は1年内のリース債務を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期未払金、(6) 長期借入金、(7) リース債務

これらのうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なつていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	383,180	—	—	—
受取手形及び売掛金	154,047	—	—	—
合計	537,227	—	—	—

(注3) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	11,100	32,425	—	—
長期未払金	110,049	200,289	—	—
リース債務	75,898	113,797	—	—
合計	197,047	346,511	—	—

当連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループにおける資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、設備投資等長期に亘り影響を及ぼす資金支出については市場より直接資金調達を行い、短期的な運転資金については銀行借入による資金調達を行う方針です。

### (2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、与信管理規程に基づき与信を管理することにより、取引先の信用状況を把握する体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが、1年以内の支払期日であります。

長期未払金、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

未払法人税等は、法人税、住民税(都道府県民税及び市町村民税をいう。)及び事業税の未払額であり、そのほぼ全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定には変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (4) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち13.60%が特定の大口顧客に対するものであります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	228,600	228,600	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(※1)	300,230 △11,326	300,230 △11,326	—
	288,903	288,903	—
資産計	517,504	517,504	—
(1) 買掛金	114,234	114,234	—
(2) 未払金(※2)	93,306	93,306	—
(3) 未払法人税等	855	855	—
(4) 長期末払金(※3)	210,214	210,034	△180
(5) 長期借入金(※4)	146,625	146,548	△76
(6) リース債務(※5)	113,599	113,101	△497
負債計	678,835	678,080	△754

(※1) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 未払金は1年内支払予定の長期末払金の金額を除いております。

(※3) 長期末払金は1年内支払予定の長期末払金の金額を含め、未払金から除いております。

(※4) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※5) リース債務は1年内のリース債務を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期未払金、(5) 長期借入金、(6) リース債務

これらのうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なつていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	228,600	—	—	—
受取手形及び売掛金	300,230	—	—	—
合計	528,831	—	—	—

※ 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額については、連結附属明細表「借入金等明細表」を参照ください。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 2名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 9名	当社従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 120,000株	普通株式 54,300株	普通株式 2,000株
付与日	平成18年8月11日	平成22年6月25日	平成22年7月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めなし。	対象勤務期間の定めなし。	対象勤務期間の定めなし。
権利行使期間	自 平成20年8月11日 至 平成28年8月9日	自 平成24年5月17日 至 平成32年5月15日	自 平成24年5月17日 至 平成32年5月15日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 3名 社外協力者 1名	当社取締役 3名 当社従業員 2名	当社従業員 9名 社外協力者 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 3,700株	普通株式 48,200株	普通株式 5,500株
付与日	平成23年5月10日	平成24年11月10日	平成25年4月11日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めなし。	対象勤務期間の定めなし。	対象勤務期間の定めなし。
権利行使期間	自 平成24年5月17日 至 平成32年5月15日	自 平成26年11月10日 至 平成34年8月30日	自 平成27年4月11日 至 平成34年8月30日

(注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2. 株式数に換算して記載しております。

3. 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき、100株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の  
株式数により記載しております。

(2) ストック・オプションの規模、及びその変動状況

当連結会計年度(平成26年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	40,000	52,400	2,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	40,000	52,400	2,000

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	48,200	5,500
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	48,200	5,500
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	3,200	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	3,200	—	—

(注) 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき、100株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

②単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	100	650	650
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格(円)	650	850	850
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

(注) 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき、100株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の価格に換算して記載しております。

### 3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値はディスカウント・キャッシュフロー方式及び純資産方式の併用方式によっております。

### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

### 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

#### (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

139,865千円

#### (2) 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 2名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 9名	当社従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 120,000株	普通株式 54,300株	普通株式 2,000株
付与日	平成18年8月11日	平成22年6月25日	平成22年7月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めなし。	対象勤務期間の定めなし。	対象勤務期間の定めなし。
権利行使期間	自 平成20年8月11日 至 平成28年8月9日	自 平成24年5月17日 至 平成32年5月15日	自 平成24年5月17日 至 平成32年5月15日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 社外協力者 1名	当社取締役 3名 当社従業員 2名	当社取締役 9名 社外協力者 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 3,700株	普通株式 48,200株	普通株式 5,500株
付与日	平成23年5月10日	平成24年11月10日	平成25年4月11日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めなし。	対象勤務期間の定めなし。	対象勤務期間の定めなし。
権利行使期間	自 平成24年5月17日 至 平成32年5月15日	自 平成26年11月10日 至 平成34年8月30日	自 平成27年4月11日 至 平成34年8月30日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 3名 当社従業員 4名	当社監査役 1名 当社従業員 29名 社外協力者 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 24,000株	普通株式 25,200株	普通株式 31,000株
付与日	平成27年1月16日	平成27年6月30日	平成27年6月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めなし。	対象勤務期間の定めなし。	対象勤務期間の定めなし。
権利行使期間	自 平成29年1月17日 至 平成36年9月28日	自 平成28年9月30日 至 平成36年9月28日	自 平成29年2月5日 至 平成37年2月3日

(注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2. 株式数に換算して記載しております。

3. 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき、100株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模、及びその変動状況

当連結会計年度(平成27年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	40,000	52,400	2,000
権利確定	—	—	—
権利行使	15,000	4,500	—
失効	—	—	—
未行使残	25,000	47,900	2,000

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	48,200	5,500
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	48,200	5,500
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	3,200	—	—
権利確定	—	48,200	5,500
権利行使	—	2,000	—
失効	—	—	300
未行使残	3,200	46,200	5,200

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	24,000	25,200	31,000
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	24,000	25,200	31,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき、100株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

## ②単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	100	650	650
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格(円)	650	850	850
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格(円)	1,500	1,500	1,500
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

(注) 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき、100株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の価格に換算して記載しております。

## 3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値はディスカウント・キャッシュフロー方式及び純資産方式の併用方式によっております。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

113,610千円

(2) 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計

26,125千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度(平成26年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

貸倒引当金	1,032千円
繰越欠損金	20,045〃
その他	1,061〃
繰延税金資産小計	22,139〃
評価性引当額	△9,893〃
繰延税金資産合計	12,246〃

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産 12,246千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主な項目別の内訳

法定実効税率	38.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	83.8〃
住民税均等割額	2.7〃
税率変更による影響	△7.7〃
評価性引当額の増減	△206.9〃
その他	0.4〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△89.7〃

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年7月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異について、38.0%から35.6%に変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当連結会計年度(平成27年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

貸倒引当金	3,646千円
繰越欠損金	68,149〃
減損損失	134,646〃
その他	5,790〃
繰延税金資産小計	212,233〃
評価性引当額	△148,009〃
繰延税金資産合計	64,224〃

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	18,413千円
固定資産－繰延税金資産	45,810〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主な項目別の内訳

法定実効税率	△35.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7〃
税率変更による影響	3.5〃
評価性引当額の増減	23.8〃
その他	△1.0〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△8.6〃

(注) 当連結会計年度において、税金等調整前当期純損失を計上しているため、法定実効税率をマイナス表示し、調整を行っております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法の一部を改正する法律」(平成26年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率の引き下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成27年7月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については、33.0%に、平成28年7月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額に、平成29年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されております。

なお、これらの変更による影響は軽微であります。

4. 決算日後の法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.2%から平成28年7月1日から平成30年6月30日までに解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年7月1日以降に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.6%に変更されます。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

当社は、主に製品・サービスの特性に基づきセグメントを区分しており、「ハウスプリペイドカード事業」、「ブランドプリペイドカード事業」の2つを報告セグメントとしております。

各セグメントの事業に係る主な製品及びサービスは、以下のとおりであります。

「ハウスプリペイドカード事業」

自社ブランドで発行が可能なハウス電子マネー(プリペイドカード)発行システムのシステム利用料、カード製作料

「ブランドプリペイドカード事業」

VISA、MasterCardを始めとする国際ブランドと提携し、従来のハウスプリペイドカードの機能にプリペイド式のクレジットカード機能を搭載したシステムのシステム利用料と開発料

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	ハウス プリペイド カード事業	ブランド プリペイド カード事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	772,795	259,097	1,031,892	—	1,031,892
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	772,795	259,097	1,031,892	—	1,031,892
セグメント利益 又は損失(△)	236,324	△63,387	172,937	△152,075	20,861
セグメント資産	79,639	687,250	766,889	618,975	1,385,864
その他の項目					
減価償却費	48,790	140,292	189,083	2,254	191,338
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	19,092	435,981	455,074	4,050	459,124

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△152,075千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額618,975千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金預金等であります。
- (3) 減価償却費の調整額2,254千円は、主に本社部門に係る減価償却費であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額4,050千円は、主に本社部門に係る投資額であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

当社は、主に製品・サービスの特性に基づきセグメントを区分しており、「ハウスプリペイドカード事業」、「ブランドプリペイドカード事業」の2つを報告セグメントとしております。

各セグメントの事業に係る主な製品及びサービスは、以下のとおりであります。

「ハウスプリペイドカード事業」

自社ブランドで発行が可能なハウス電子マネー(プリペイドカード)発行システムのシステム利用料、カード製作料

「ブランドプリペイドカード事業」

VISA、MasterCardを中心とする国際ブランドと提携し、従来のハウスプリペイドカードの機能にプリペイド式のクレジットカード機能を搭載したシステムのシステム利用料と開発料

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	ハウス プリペイド カード事業	ブランド プリペイド カード事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,069,159	174,504	1,243,663	—	1,243,663
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,069,159	174,504	1,243,663	—	1,243,663
セグメント利益 又は損失(△)	167,392	△149,593	17,798	△194,543	△176,744
セグメント資産	62,116	137,964	200,080	662,165	862,245
その他の項目					
減価償却費	45,731	178,082	223,813	2,227	226,040
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	28,202	42,741	70,944	277	71,222

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△194,543千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額662,165千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金預金等であります。
- (3) 減価償却費の調整額2,227千円は、主に本社部門に係る減価償却費であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額277千円は、主に本社部門に係る投資額であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

### 【関連情報】

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 売上高

(単位：千円)

日本	日本を除くアジア地域	合計
1,030,914	979	1,031,892

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

##### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%をこえるため、記載を省略しております。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大日本印刷株式会社	318,085	ハウスプリペイドカード事業、 ブランドプリペイドカード事業
株式会社サイバーエージェント	103,882	ハウスプリペイドカード事業

当連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 売上高

(単位：千円)

日本	日本を除くアジア地域	合計
1,242,207	1,455	1,243,663

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

##### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大日本印刷株式会社	321,516	ハウスプリペイドカード事業、 ブランドプリペイドカード事業
株式会社サイバーエージェント	78,705	ハウスプリペイドカード事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

(単位:千円)

	ハウスプリペイド カード事業	ブランドプリペイドカ ード事業	全社	合計
減損損失	—	413,946	—	413,946

【報告セグメントごとののれんの償却費及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要 株主	大日本印刷 株式会社	東京都 新宿区	114,464	1. 情報コミニケーション 2. 生活・産業 3. エレクトロニクス	(被所有) 直接13.0	サービスの提供	サービスの提供(注1)	318,085	売掛金	30,340

(イ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	尾上徹	—	—	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接11.8	被債務保証	当社銀行借入に対する 被債務保証(注2)	93,525	—	—

- (注) 1. 取引条件は、市場実勢を勘査して当社が希望価格を提示し、交渉の上で決定しております。  
 2. 当社は銀行借入に対して、代表取締役社長である尾上徹より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。  
 3. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要 株主	大日本印刷 株式会社	東京都 新宿区	114,464	1. 情報コミニケーション 2. 生活・産業 3. エレクトロニクス	(被所有) 直接12.0	サービスの提供	サービスの提供(注1)	321,516	売掛金	40,712

(イ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	尾上徹	—	—	当社代表 取締役	(被所有) 直接11.2	被債務保証	当社銀行借入に対する 被債務保証(注2)	32,425	—	—

- (注) 1. 取引条件は、市場実勢を勘査して当社が希望価格を提示し、交渉の上で決定しております。  
 2. 当社は銀行借入に対して、代表取締役社長である尾上徹より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。  
 3. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月 30日)	当連結会計年度 (自 平成26年 7月 1日 至 平成27年 6月 30日)
1 株当たり純資産額	552. 19円	117. 98円
1 株当たり当期純利益金額 又は 1 株当たり当期純損失金額(△)	23. 44円	△515. 09円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。  
 2. 平成28年 4月 12日付で、普通株式 1 株につき100株の株式分割を行っておりますが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額を算定しております。  
 3. 1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月 30日)	当連結会計年度 (自 平成26年 7月 1日 至 平成27年 6月 30日)
1 株当たり当期純利益金額 又は 1 株当たり当期純損失金額(△)		
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	20, 467	△550, 069
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 又は当期純損失(△)(千円)	20, 467	△550, 069
普通株式の期中平均株式数(株)	873, 200	1, 067, 900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 6 種類(新株予約権の数 1, 513個)。 なお、新株予約権の概要是「第 4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 9 種類(新株予約権の数 2, 098個)。 なお、新株予約権の概要是「第 4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月 30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年 7月 1日 至 平成27年 6月 30日)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成28年 3月 17日開催の取締役会決議に基づき、平成28年 4月 12日付で株式分割を行っております。また、当該株式分割に伴い、平成28年 4月 12日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動化の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成28年 4月 11日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき100株の割合をもつて分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	11,406株
今回の分割により増加する株式数	1,129,194株
株式分割後の発行済株式総数	1,140,600株
株式分割後の発行可能株式総数	4,560,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成28年4月12日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を第1四半期連結会計期間から適用し、四半期純利益等の表示の変更を行っております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日)	
減価償却費	65,895千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額(注)2
	ハウス プリペイド カード事業	ブランド プリペイド カード事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,049,030	107,469	1,156,500	—	1,156,500
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,049,030	107,469	1,156,500	—	1,156,500
セグメント利益	252,751	9,818	262,569	△146,924	115,645

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額△146,924千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額	82.31 円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	93,884
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(千円)	93,884
普通株式の期中平均株式数(株)	1,140,600

(注) 1. 潜在株式調整後の1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成28年3月17日開催の取締役会決議に基づき、平成28年4月12日付で株式分割を行っております。また、当該株式分割に伴い、平成28年4月12日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動化の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国の証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

## 2. 株式分割の概要

### (1) 分割方法

平成28年4月11日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき100株の割合をもって分割しております。

### (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	11,406株
今回の分割により増加する株式数	1,129,194株
株式分割後の発行済株式総数	1,140,600株
株式分割後の発行可能株式総数	4,560,000株

### (3) 株式分割の効力発生日

平成28年4月12日

### (4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

## 3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤ 【連結附属明細表】(平成27年6月30日現在)

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	102,500	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	11,100	35,880	1.3	—
1年以内に返済予定のリース債務	75,898	65,822	0.9	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	32,425	110,745	1.4	平成28年7月1日～平成32年5月5日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	113,797	47,776	0.9	平成28年7月1日～平成31年3月19日
その他有利子負債				
1年以内に支払予定の長期未払金	110,049	105,150	3.4	—
長期未払金(1年以内に支払予定のものを除く。)	200,289	105,064	3.5	平成28年7月1日～平成30年4月30日
合計	646,059	470,438	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債(1年以内返済又は支払予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済又は支払予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	35,880	34,805	19,980	20,080
長期未払金	85,092	19,972	—	—
リース債務	45,118	2,028	628	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成28年8月22日開催の取締役会において承認された第10期連結会計年度（平成27年7月1日から平成28年6月30日まで）の連結財務諸表は次のとおりであります。

なお、この連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

## ① 【連結財務諸表】

## イ 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度  
(平成28年6月30日)

## 資産の部

## 流动資産

現金及び預金	268,920
受取手形及び売掛金	283,130
たな卸資産	※1 14,447
繰延税金資産	19,138
その他	32,595
貸倒引当金	△9,573
流动資産合計	608,659

## 固定資産

## 有形固定資産

建物	5,407
減価償却累計額	△1,989
建物（純額）	3,417
工具、器具及び備品	87,172
減価償却累計額	△30,145
工具、器具及び備品（純額）	57,027
リース資産	154,138
減価償却累計額	△138,481
リース資産（純額）	15,656
建設仮勘定	57,253
その他	55,075
減価償却累計額	△51,346
その他（純額）	3,728
有形固定資産合計	137,083

## 無形固定資産

ソフトウエア	152,235
ソフトウエア仮勘定	20,714
その他	9
無形固定資産合計	172,959

## 投資その他の資産

繰延税金資産	42,420
その他	17,046
貸倒引当金	△1,225
投資その他の資産合計	58,241
固定資産合計	368,284

## 資産合計

976,943

(単位：千円)

当連結会計年度  
(平成28年6月30日)

負債の部

流動負債	
買掛金	109,968
1年内返済予定の長期借入金	35,880
リース債務	45,118
未払金	204,754
未払法人税等	14,157
その他	31,270
流動負債合計	441,150
固定負債	
長期借入金	224,865
リース債務	2,657
長期未払金	19,972
固定負債合計	247,494
負債合計	688,645
純資産の部	
株主資本	
資本金	401,760
資本剰余金	381,760
利益剰余金	△496,042
株主資本合計	287,477
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	820
その他の包括利益累計額合計	820
純資産合計	288,298
負債純資産合計	976,943

## □ 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
売上高	1,631,170
売上原価	916,048
売上総利益	715,122
販売費及び一般管理費	※1 526,673
営業利益	188,448
営業外収益	
受取利息	59
その他	195
営業外収益合計	254
営業外費用	
支払利息	16,469
為替差損	8,872
その他	251
営業外費用合計	25,593
経常利益	163,109
税金等調整前当期純利益	163,109
法人税、住民税及び事業税	10,247
法人税等調整額	2,665
法人税等合計	12,912
当期純利益	150,197
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	150,197

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度  
(自 平成27年7月1日  
至 平成28年6月30日)

当期純利益	150,197
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	3,537
その他の包括利益合計	※1 3,537
包括利益	153,735
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	153,735
非支配株主に係る包括利益	—

ハ 【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	401,760	381,760	△646,239	137,280	△2,717	△2,717	134,563
当期変動額							
親会社株主に帰属す る当期純利益			150,197	150,197			150,197
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					3,537	3,537	3,537
当期変動額合計	-	-	150,197	150,197	3,537	3,537	153,735
当期末残高	401,760	381,760	△496,042	287,477	820	820	288,298

二 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度  
(自 平成27年7月1日  
至 平成28年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	163,109
減価償却費	84,138
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△527
受取利息	△59
支払利息	16,469
売上債権の増減額（△は増加）	16,914
たな卸資産の増減額（△は増加）	5,016
仕入債務の増減額（△は減少）	△38,473
未払金の増減額（△は減少）	△37,838
未払消費税等の増減額（△は減少）	△10,645
その他	△7,339
小計	190,764
利息及び配当金の受取額	59
利息の支払額	△9,518
法人税等の還付による収入	912
営業活動によるキャッシュ・フロー	182,216
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△46,846
無形固定資産の取得による支出	△38,310
投資活動によるキャッシュ・フロー	△85,156
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	174,500
長期借入金の返済による支出	△60,380
リース債務の返済による支出	△65,822
割賦債務の返済による支出	△105,150
財務活動によるキャッシュ・フロー	△56,853
現金及び現金同等物に係る換算差額	112
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	40,319
現金及び現金同等物の期首残高	228,600
現金及び現金同等物の期末残高	※1 268,920

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

### 1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 佰馏(上海)信息技术有限公司

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社 佰馏(上海)信息技术有限公司の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・・・・・・先入先出法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

仕掛品・・・・・・個別法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

貯蔵品・・・・・・最終仕入原価法を採用しております

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年

工具、器具及び備品 5年～10年

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。)、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

(未適用の会計基準等)

- 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

- ①(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ②(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ③(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ④(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ⑤(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定期

平成29年6月期の期首より適用予定期であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「有形固定資産」の「その他」に含めていた「工具、器具及び備品」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

(連結貸借対照表関係)

※1 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

当連結会計年度 (平成28年6月30日)	
商品	14,429千円
貯蔵品	18〃

- 2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。  
この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当連結会計年度 (平成28年6月30日)	
当座貸越極度額	150,000千円
借入実行残高	—〃
差引額	150,000〃

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	
給料手当	183,669千円
代理店手数料	81,559〃
業務委託費	65,071〃
貸倒引当金繰入額	△84〃

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	
為替換算調整勘定	
当期発生額	3,537千円
その他の包括利益合計	3,537〃

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	11,406	1,129,194	—	1,140,600

(変動事由の概要)

株式分割による増加 1,129,194株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	
現金及び預金	268,920千円
現金及び現金同等物	268,920〃

(リース取引関係)

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、サーバー機であります。

(イ)無形固定資産

主として、ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループにおける資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、設備投資等長期に亘り影響を及ぼす資金支出については市場より直接資金調達を行い、短期的な運転資金については銀行借入による資金調達を行う方針です。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、与信管理規程に基づき与信を管理することにより、取引先の信用状況を把握する体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが、1年以内の支払期日であります。

長期未払金、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

未払法人税等は、法人税、住民税(都道府県民税及び市町村民税をいう。)及び事業税の未払額であり、そのほぼ全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定には変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(4) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち17.54%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	268,920	268,920	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(※1)	283,130 △9,573	283,130 △9,573	—
	273,556	273,556	—
資産計	542,477	542,477	—
(1) 買掛金	109,968	109,968	—
(2) 未払金(※2)	119,662	119,662	—
(3) 未払法人税等	14,157	14,157	—
(4) 長期未払金(※3)	105,064	105,168	104
(5) 長期借入金(※4)	260,745	261,985	1,240
(6) リース債務(※5)	47,776	47,228	△547
負債計	657,374	658,172	797

(※1) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 未払金は1年内支払予定の長期未払金の金額を除いております。

(※3) 長期未払金は1年内支払予定の長期未払金の金額を含め、未払金から除いております。

(※4) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※5) リース債務は1年内のリース債務を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期未払金、(5) 長期借入金、(6) リース債務

これらのうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なつていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	268,920	—	—	—
受取手形及び売掛金	283,130	—	—	—
合計	552,050	—	—	—

(注3) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	35,880	224,865	—	—
長期未払金	85,092	19,972	—	—
リース債務	45,118	2,657	—	—
合計	166,090	247,494	—	—

## (ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

## 1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

## 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 2名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 9名	当社従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 120,000株	普通株式 54,300株	普通株式 2,000株
付与日	平成18年8月11日	平成22年6月25日	平成22年7月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めなし。	対象勤務期間の定めなし。	対象勤務期間の定めなし。
権利行使期間	自 平成20年8月11日 至 平成28年8月9日	自 平成24年5月17日 至 平成32年5月15日	自 平成24年5月17日 至 平成32年5月15日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 3名 社外協力者 1名	当社取締役 3名 当社従業員 2名	当社取締役 9名 社外協力者 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 3,700株	普通株式 48,200株	普通株式 5,500株
付与日	平成23年5月10日	平成24年11月10日	平成25年4月11日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めなし。	対象勤務期間の定めなし。	対象勤務期間の定めなし。
権利行使期間	自 平成24年5月17日 至 平成32年5月15日	自 平成26年11月10日 至 平成34年8月30日	自 平成27年4月11日 至 平成34年8月30日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 3名 当社従業員 4名	当社監査役 1名 当社従業員 29名 社外協力者 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 24,000株	普通株式 25,200株	普通株式 31,000株
付与日	平成27年1月16日	平成27年6月30日	平成27年6月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めなし。	対象勤務期間の定めなし。	対象勤務期間の定めなし。
権利行使期間	自 平成29年1月17日 至 平成36年9月28日	自 平成28年9月30日 至 平成36年9月28日	自 平成29年2月5日 至 平成37年2月3日

	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,000株
付与日	平成27年7月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めなし。
権利行使期間	自 平成29年2月5日 至 平成37年2月3日

- (注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。  
 2. 株式数に換算して記載しております。  
 3. 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき、100株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

(2) ストック・オプションの規模、及びその変動状況

当連結会計年度(平成28年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	25,000	47,900	2,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	25,000	47,900	2,000

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	3,200	46,200	5,200
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	2,000
未行使残	3,200	46,200	3,200

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	24,000	25,200	31,000
付与	—	—	—
失効	—	—	3,000
権利確定	—	—	—
未確定残	24,000	25,200	28,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第10回新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	1,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	1,000
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき、100株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

②単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	100	650	650
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格(円)	650	850	850
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格(円)	1,500	1,500	1,500
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第10回新株予約権
権利行使価格(円)	1,500
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

(注) 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき、100株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の価格に換算して記載しております。

### 3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値はディスカウント・キャッシュフロー方式及び純資産方式の併用方式によっております。

### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

### 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

#### (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

112,245千円

#### (2) 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

当連結会計年度(平成28年6月30日)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

貸倒引当金	3,306千円
繰越欠損金	61,096 //
減損損失	84,989 //

その他	1,330 //
繰延税金資産小計	150,723 //
評価性引当額	△89,164 //
繰延税金資産合計	61,558 //

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	19,138千円
固定資産－繰延税金資産	42,420 //

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主な項目別の内訳

法定実効税率	33.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5 //
税率変更による影響	7.9 //
評価性引当額の増減	△34.0 //
その他	△0.5 //
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.9 //

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年7月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.2%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年7月1日から平成30年6月30日までのものは30.8%、平成30年7月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

なお、これらの変更による影響は軽微であります。

### (資産除去債務関係)

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

当社は、主に製品・サービスの特性に基づきセグメントを区分しており、「ハウスプリペイドカード事業」、「ブランドプリペイドカード事業」の2つを報告セグメントとしております。

各セグメントの事業に係る主な製品及びサービスは、以下のとおりであります。

「ハウスプリペイドカード事業」

自社ブランドで発行が可能なハウス電子マネー(プリペイドカード)発行システムのシステム利用料、カード製作料

「ブランドプリペイドカード事業」

VISA、MasterCardを始めとする国際ブランドと提携し、従来のハウスプリペイドカードの機能にプリペイド式のクレジットカード機能を搭載したシステムのシステム利用料と開発料

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	ハウス プリペイド カード事業	ブランド プリペイド カード事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,429,253	201,916	1,631,170	—	1,631,170
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,429,253	201,916	1,631,170	—	1,631,170
セグメント利益	345,001	44,901	389,903	△201,455	188,448
セグメント資産	176,438	127,359	303,797	673,146	976,943
その他の項目					
減価償却費	34,440	47,036	81,477	2,661	84,138
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	148,834	36,431	185,266	—	185,266

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額△201,455千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額 673,146千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金預金等であります。
- (3) 減価償却費の調整額 2,661千円は、主に本社部門に係る減価償却費であります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

**【関連情報】**

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	日本を除くアジア地域	合計
1,609,652	21,518	1,631,170

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大日本印刷株式会社	340,401	ハウスプリペイドカード事業、 ブランドプリペイドカード事業

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却費及び未償却残高に関する情報】**

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要 株主	大日本印刷 株式会社	東京都 新宿区	114,464	1. 情報コ ミュ ニケーション 2. 生活・産業 3. エレクトロ ニクス	(被所有) 直接12.0	サービスの 提供	サービスの 提供(注1)	340,401	売掛金	49,668

(注) 1. 取引条件は、市場情勢を勘案して当社が希望価格を提示し、交渉の上で決定しております。

2. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1 株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月 30日)
1 株当たり純資産額	252.76円
1 株当たり当期純利益金額	131.68円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。  
 2. 平成28年 4月 12日付で、普通株式 1 株につき100株の株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。  
 3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月 30日)
1 株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	150,197
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	150,197
普通株式の期中平均株式数(株)	1,140,600
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかつた潜在株式の概要	新株予約権10種類(新株予約権の数 2,057個)。 なお、新株予約権の概要是「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当連結会計年度(自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月 30日)

該当事項はありません。

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年6月30日)	当事業年度 (平成27年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	370,964	194,581
受取手形	—	4,205
売掛金	154,047	295,639
たな卸資産	※1 17,787	※1 16,449
前払費用	9,692	25,367
繰延税金資産	12,246	18,413
その他	2,713	31,632
貸倒引当金	△3,231	△40,527
流動資産合計	<u>564,219</u>	<u>545,761</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	3,901	3,719
工具、器具及び備品（純額）	14,379	15,506
リース資産（純額）	166,866	30,583
その他	9,495	5,098
有形固定資産合計	<u>194,642</u>	<u>54,907</u>
無形固定資産		
ソフトウエア	505,479	137,467
ソフトウエア仮勘定	51,215	6,279
リース資産	26,408	9,903
その他	9	9
無形固定資産合計	<u>583,113</u>	<u>153,660</u>
投資その他の資産		
長期前払費用	15,149	9,533
関係会社出資金	14,448	5,863
繰延税金資産	—	45,810
その他	14,383	13,349
投資その他の資産合計	<u>43,981</u>	<u>74,557</u>
固定資産合計	<u>821,737</u>	<u>283,125</u>
資産合計	<u>1,385,957</u>	<u>828,886</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年6月30日)	当事業年度 (平成27年6月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	89,437	114,234
短期借入金	102,500	—
1年内返済予定の長期借入金	11,100	35,880
リース債務	75,898	65,822
未払金	161,154	198,394
未払費用	8,934	6,573
未払法人税等	1,859	855
前受金	189	5,400
その他	6,181	32,473
<b>流動負債合計</b>	<b>457,254</b>	<b>459,634</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	32,425	110,745
リース債務	113,797	47,776
長期未払金	200,289	105,064
<b>固定負債合計</b>	<b>346,511</b>	<b>263,585</b>
<b>負債合計</b>	<b>803,766</b>	<b>723,219</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	<b>348,822</b>	<b>401,760</b>
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>	<b>328,822</b>	<b>381,760</b>
<b>資本剰余金合計</b>	<b>328,822</b>	<b>381,760</b>
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繙越利益剰余金</b>	<b>△95,454</b>	<b>△677,853</b>
<b>利益剰余金合計</b>	<b>△95,454</b>	<b>△677,853</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>582,190</b>	<b>105,666</b>
<b>純資産合計</b>	<b>582,190</b>	<b>105,666</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,385,957</b>	<b>828,886</b>

② 【損益計算書】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
売上高	1,031,892	1,242,905
売上原価	637,938	870,122
売上総利益	393,954	372,783
販売費及び一般管理費	※1 372,375	※1 494,764
営業利益又は営業損失(△)	21,578	△121,981
営業外収益		
受取利息	13	113
業務受託料	—	※2 3,600
還付加算金	149	—
その他	134	76
営業外収益合計	296	3,790
営業外費用		
支払利息	9,740	10,272
貸倒引当金繰入額	—	17,387
その他	633	783
営業外費用合計	10,373	28,443
経常利益又は経常損失(△)	11,501	△146,634
特別損失		
減損損失	—	413,946
関係会社出資金評価損	—	73,449
特別損失合計	—	487,395
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	11,501	△634,029
法人税、住民税及び事業税	2,565	346
法人税等調整額	△12,246	△51,977
法人税等合計	△9,680	△51,631
当期純利益又は当期純損失(△)	21,182	△582,398

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)		当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 労務費	※ 1	65,861	13.7	80,600	15.9
II 経費		414,299	86.3	426,769	84.1
当期総製造費用		480,160	100.0	507,370	100.0
期首仕掛品たな卸高		5,288		950	
合計		485,449		508,320	
期末仕掛け品たな卸高		950		—	
他勘定振替高		147,862		68,060	
当期製品製造原価		336,636		440,259	
期首商品たな卸高		2,970		16,829	
当期商品仕入高		222,470		298,073	
合計	※ 2	562,078		755,162	
期末商品たな卸高		16,829		16,431	
他勘定振替高		7,347		4,737	
ソフトウェア償却費		100,037		136,127	
売上原価		637,938		870,122	

(注) ※ 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	252,715	249,708
サーバー運用費	28,315	43,684
賃借料	20,399	21,218

※ 2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア仮勘定	147,862	68,060

※ 3 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
レンタル資産	7,347	4,737

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、プロジェクト別個別原価計算による実際原価計算です。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	213,897	193,897	193,897	△116,636	△116,636	291,158	291,158	
当期変動額								
新株の発行	134,925	134,925	134,925			269,850	269,850	
当期純利益				21,182	21,182	21,182	21,182	
当期変動額合計	134,925	134,925	134,925	21,182	21,182	291,032	291,032	
当期末残高	348,822	328,822	328,822	△95,454	△95,454	582,190	582,190	

当事業年度(自 平成26年 7月 1日 至 平成27年 6月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	348,822	328,822	328,822	△95,454	△95,454	582,190	582,190	
当期変動額								
新株の発行	52,937	52,937	52,937			105,875	105,875	
当期純損失(△)				△582,398	△582,398	△582,398	△582,398	
当期変動額合計	52,937	52,937	52,937	△582,398	△582,398	△476,523	△476,523	
当期末残高	401,760	381,760	381,760	△677,853	△677,853	105,666	105,666	

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社出資金・・・・・・移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品・・・・・・先入先出法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

(2) 仕掛品・・・・・・個別法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

(3) 貯蔵品・・・・・・最終仕入原価法を採用しております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年

工具、器具及び備品 5年～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社出資金・・・・・・移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品・・・・・・先入先出法による原価法を採用しております。  
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)
- (2) 仕掛品・・・・・・個別法による原価法を採用しております。  
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)
- (3) 貯蔵品・・・・・・最終仕入原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)  
定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年
工具、器具及び備品	5年～10年
- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (4) 長期前払費用  
均等償却を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※1 たな御資産の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年6月30日)	当事業年度 (平成27年6月30日)
商品	16,829千円	16,431千円
仕掛品	950〃	—〃
貯蔵品	7〃	18〃

※2 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年6月30日)	当事業年度 (平成27年6月30日)
当座貸越極度額	150,000千円	150,000千円
借入実行残高	80,000〃	—〃
差引額	70,000〃	150,000〃

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
給料手当	114,574千円	158,425千円
代理店手数料	44,329〃	59,143〃
業務委託費	61,819〃	59,928〃
減価償却費	2,254〃	2,390〃
貸倒引当金繰入	19〃	19,907〃

おおよその割合

販売費	32%	32%
一般管理費	68〃	68〃

※2 関係会社との取引に係るもののが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
業務受託料	—	3,600千円

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

関係会社出資金(貸借対照表計上額14,448千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

関係会社出資金(貸借対照表計上額5,863千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度(平成26年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	1,032千円
繰越欠損金	19,867〃
その他	1,061〃
繰延税金資産小計	21,960〃
評価性引当額	△9,714〃
繰延税金資産合計	12,246〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

法定実効税率	38.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	78.6〃
住民税均等割額	2.5〃
税率変更による影響	△7.2〃
評価性引当額の増減	△196.4〃
その他	0.4〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△84.2〃

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する事業年度から復興特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、38.0%から35.6%に変更されております。

なお、これら変更による影響は軽微であります。

当事業年度(平成27年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	13,067千円
繰越欠損金	50,390〃
減損損失	134,646〃
関係会社出資金評価損	23,694〃
その他	739〃
繰延税金資産小計	222,538〃
評価性引当額	△158,314〃
繰延税金資産合計	64,224〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

法定実効税率	△35.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6〃
税率変更による影響	3.4〃
評価性引当額の増減	23.4〃
その他	0.0〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△8.1〃

(注) 当事業年度において、税引前当期純損失を計上しているため、法定実効税率をマイナス表示し、調整を行っております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法の一部を改正する法律」(平成26年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引き下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成27年7月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年7月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額に、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されております。

なお、これらの変更による影響は軽微であります。

4. 決算日後の法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.2%から平成28年7月1日から平成30年6月30日までに解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年7月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.6%に変更されます。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成28年3月17日開催の取締役会決議に基づき、平成28年4月12日付をもって株主分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、平成28年4月12日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動化の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成28年4月11日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき100株の割合をもつて分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	11,406株
今回の分割により増加する株式数	1,129,194株
株式分割後の発行済株式総数	1,140,600株
株式分割後の発行可能株式総数	4,560,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成28年4月12日

(4) 1株当たり情報に与える影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりとなります。

	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
1株当たり純資産額	553.10円	92.64円
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△)	24.26円	△545.37円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

④ 【附属明細表】(平成27年6月30日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	4,969	277	—	5,247	1,528	459	3,719
工具、器具及び備品	32,886	8,552	1,495 (1,495)	39,943	24,437	5,930	15,506
リース資産	233,015	—	78,877 (78,877)	154,138	123,554	57,405	30,583
その他	47,113	4,737	—	51,850	46,751	9,133	5,098
有形固定資産計	317,985	13,567	80,372 (80,372)	251,180	196,272	72,929	54,907
無形固定資産							
ソフトウエア	645,520	83,246	314,733 (314,733)	414,033	276,565	136,525	137,467
ソフトウエア仮勘定	51,215	50,383	95,320 (18,839)	6,279	—	—	6,279
リース資産	66,839	—	—	66,839	56,935	16,504	9,903
その他	9	—	—	9	—	—	9
無形固定資産計	763,585	133,630	410,054 (333,573)	487,161	333,501	153,029	153,660

(注) 1. 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	J C N システムサーバー構築	4,679千円
ソフトウエア	ブランドプリペイドASPサービス構築	68,839千円
ソフトウエア仮勘定	ブランドプリペイドASPサービス構築	40,460千円

3. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

リース資産	事業用資産の減損損失の計上	78,877千円
ソフトウエア	事業用資産の減損損失の計上	314,733千円
ソフトウエア仮勘定	事業用資産の減損損失の計上	18,839千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,231	40,527	189	3,042	40,527

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成27年6月30日現在)  
連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】  
該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店および全国各支店
買取手数料	無料 (注)1
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="http://www.valuedesign.jp/company/public_notice.html">http://www.valuedesign.jp/company/public_notice.html</a>
株主に対する特典	該当事項ありません。

- (注) 1. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- 会社法第189条第2項各号に掲げる権利  
    会社法第166条第1項の規定による請求をする権利  
    株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## **第7 【提出会社の参考情報】**

### **1 【提出会社の親会社等の情報】**

当社には、親会社等はありません。

### **2 【その他の参考情報】**

該当事項はありません。

## 第四部 【株式公開情報】

### 第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年2月28日	株式会社インデックス 代表取締役 落合 喜美 (注) 6	東京都世田谷区池尻三丁目21番28号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	尾上 徹	東京都中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	62	3,100,000 (50,000)	所有者の事情による
平成26年2月28日	株式会社インデックス 代表取締役 落合 喜美 (注) 6	東京都世田谷区池尻三丁目21番28号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	林 秀治	千葉県浦安市	特別利害関係者等(当社常務取締役、大株主上位10名)	90	4,500,000 (50,000)	所有者の事情による
平成26年2月28日	株式会社インデックス 代表取締役 落合 喜美 (注) 6	東京都世田谷区池尻三丁目21番28号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	金子 穀	東京都中央区	特別利害関係者等(当社監査役)	104	5,200,000 (50,000)	所有者の事情による
平成26年2月28日	株式会社インデックス 代表取締役 落合 喜美 (注) 6	東京都世田谷区池尻三丁目21番28号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	有田 誠	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社元取締役)	30	1,500,000 (50,000)	所有者の事情による
平成26年2月28日	株式会社インデックス 代表取締役 落合 喜美 (注) 6	東京都世田谷区池尻三丁目21番28号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	本多 誠一	埼玉県川越市	特別利害関係者等(当社取締役)	42	2,100,000 (50,000)	所有者の事情による
平成26年2月28日	株式会社インデックス 代表取締役 落合 喜美 (注) 6	東京都世田谷区池尻三丁目21番28号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	梅村 光宏	東京都大田区	社外協力者	12	600,000 (50,000)	所有者の事情による
平成26年2月28日	株式会社インデックス 代表取締役 落合 喜美 (注) 6	東京都世田谷区池尻三丁目21番28号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	一柳 寿一	東京都調布市	当特別利害関係者等(当社取締役)	20	1,000,000 (50,000)	所有者の事情による
平成26年2月28日	株式会社インデックス 代表取締役 落合 喜美 (注) 6	東京都世田谷区池尻三丁目21番28号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	四ツ目 尚大	東京都中野区	当社元従業員	20	1,000,000 (50,000)	所有者の事情による
平成26年2月28日	株式会社インデックス 代表取締役 落合 喜美 (注) 6	東京都世田谷区池尻三丁目21番28号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	藤井 良基	東京都豊島区	当社従業員	10	500,000 (50,000)	所有者の事情による
平成26年2月28日	株式会社インデックス 代表取締役 落合 喜美 (注) 6	東京都世田谷区池尻三丁目21番28号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	眞田 奈緒子	東京都世田谷区	当社従業員	10	500,000 (50,000)	所有者の事情による
平成26年9月9日	—	—	—	林 秀治	千葉県浦安市	特別利害関係者等(当社常務取締役、大株主上位10名)	100	1,000,000 (10,000)	新株予約権の権利行使
平成26年9月9日	—	—	—	尾上 徹	東京都中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	15	975,000 (65,000)	新株予約権の権利行使
平成26年9月9日	—	—	—	金子 穀	東京都中央区	特別利害関係者等(当社監査役)	15	975,000 (65,000)	新株予約権の権利行使
平成26年12月22日	—	—	—	林 秀治	千葉県浦安市	特別利害関係者等(当社常務取締役、大株主上位10名)	50	500,000 (10,000)	新株予約権の権利行使
平成26年12月22日	—	—	—	尾上 徹	東京都中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	15	975,000 (65,000)	新株予約権の権利行使

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年6月25日	四ツ目 尚大	東京都中野区	当社元従業員	金子 穀	東京都中央区	特別利害関係者等(当社監査役)	10	1,500,000(150,000)	所有者の当社退職による譲渡
平成27年6月25日	信金キャピタル二号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 信金キャピタル株式会社 代表取締役社長 山口 和男	東京都中央区日本橋二丁目3番6号	—	ネオス株式会社 代表取締役社長 池田 昌史	東京都千代田区神田須田町一丁目23番地1	特別利害関係者等(当社大株主上位10名)	275	41,250,000(150,000)	所有者の事情による
平成27年9月11日	有田 誠	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社元取締役)	小田 修平	千葉県白井市	当社従業員	10	1,500,000(150,000)	所有者の当社退職による譲渡
平成28年6月28日	株式会社ティーガイア 代表取締役社長 渋谷 年史	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	GMOペイメントゲートウェイ株式会社 代表取締役相浦 一成	東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	66,600	126,540,000(1,900)	所有者の事情による

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成25年7月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるときとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。  
ディスカウント・キャッシュフロー方式及び純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 当社は、平成28年4月12日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の移動株数及び価格(単価)は、分割前の移動株数及び価格(単価)で記載しており、当該株式分割後の移動株数及び価格(単価)は、分割後の移動株数及び価格(単価)を記載しております。
6. 株式会社インデックスは、平成26年7月31日に破産手続開始決定をしております。

## 第2 【第三者割当等の概況】

### 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	新株予約権①
発行年月日	平成26年 6月30日	平成27年 1月16日
種類	普通株式	第7回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 1,799株	普通株式 240株
発行価格	1株につき150,000円 (注) 4	1株につき150,000円 (注) 5
資本組入額	75,000円	75,000円
発行価額の総額	269,850,000円	36,000,000円
資本組入額の総額	134,925,000円	18,000,000円
発行方法	有償第三者割当	平成26年9月29日の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 3

項目	株式②	新株予約権②
発行年月日	平成27年 6月25日	平成27年 6月30日
種類	普通株式	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	665株	普通株式 252株
発行価格	150,000円 (注) 4	1株につき150,000円 (注) 5
資本組入額	75,000円	75,000円
発行価額の総額	99,750,000円	37,800,000円
資本組入額の総額	49,875,000円	18,900,000円
発行方法	有償第三者割当	平成26年9月29日の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 3

項目	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	平成27年 6月30日	平成27年 7月 1日
種類	第9回新株予約権 (ストック・オプション)	第10回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 310株	普通株式 10株
発行価格	1株につき150,000円 (注) 5	1株につき150,000円 (注) 5
資本組入額	75,000円	75,000円
発行価額の総額	46,500,000円	1,500,000円
資本組入額の総額	23,250,000円	750,000円
発行方法	平成27年 2月 4日の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成26年 2月 4日の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
  - (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成27年 6月30日であります。
2. 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
  3. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
  4. 安定株主及び取引先との関係強化を目的としたもので、発行価格は、ディスカウント・キャッシュフロー方式及び純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
  5. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、ディスカウント・キャッシュフロー方式及び純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき150,000円	1株につき150,000円
行使期間	平成29年1月17日から 平成36年9月28日まで	平成28年9月30日から 平成36年9月28日まで
行使の条件	<p>① 新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位及び社外協力者であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了による退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当会社の取締役、監査役又は従業員でなくとも、新株予約権を行使することができる。</p> <p>② 新株予約権者が在任又は在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。</p> <p>③ 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>④ その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位及び社外協力者であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了による退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当会社の取締役、監査役又は従業員でなくとも、新株予約権を行使することができる。</p> <p>② 新株予約権者が在任又は在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。</p> <p>③ 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>④ その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	1株につき150,000円	1株につき150,000円
行使期間	平成29年2月5日から 平成37年2月3日まで	平成29年2月5日から 平成37年2月3日まで
行使の条件	<p>① 新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位及び社外協力者であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了による退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当会社の取締役、監査役又は従業員でなくとも、新株予約権を使用することができる。</p> <p>② 新株予約権者が在任又是在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。</p> <p>③ 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>④ その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位及び社外協力者であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了による退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当会社の取締役、監査役又は従業員でなくとも、新株予約権を使用することができる。</p> <p>② 新株予約権者が在任又是在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。</p> <p>③ 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>④ その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

7. 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は、株式分割前の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額で記載しております。
8. 新株予約権③については、退職により当社従業員3名30株分の権利が喪失しております。

## 2 【取得者の概況】

### 株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
株式会社ティーガイア 代表取締役社長 瀧谷 年史 資本金 3,154百万円	東京都渋谷区恵比寿 四丁目1番18号	決済サービス 事業	1,333	199,950,000 (150,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
JA三井リース株式会社 代表取締役 社長執行役員 古谷 周三 資本金 32,000百万円	東京都中央区銀座 八丁目13番1号	賃貸事業	333	49,950,000 (150,000)	当社の取引先
NIFSMB-C-V2006S3 投資 事業有限責任組合 無限責任組合員 SMBCベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 石橋 達史 資本金 500百万円	東京都中央区八重洲一 丁目3番4号	プライベート・エクイティ 投資事業	133	19,950,000 (150,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格（単価）は、株式分割前の割当株数及び価格（単価）で記載しております。

### 株式②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
ネオス株式会社 代表取締役社長 池田 昌史 資本金 1,299百万円	東京都千代田区神田 須田町一丁目23番地1	ソリューション事業	425	63,750,000 (150,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
株式会社セレス 代表取締役社長 都木 聰 資本金 342百万円	東京都港区南青山 三丁目11番13号	ポイントメディア事業	240	36,000,000 (150,000)	当社の取引先

(注) 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格（単価）は、株式分割前の割当株数及び価格（単価）で記載しております。

### 新株予約権(ストック・オプション)①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
尾上 徹	東京都中央区	会社役員	200	30,000,000 (150,000)	特別利害関係者 (当社代表取締役 社長、大株主上位 10名)
林 秀治	千葉県浦安市	会社役員	40	6,000,000 (150,000)	特別利害関係者等 (当社常務取締 役、大株主上位10 名)

(注) 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格（単価）は、株式分割前の割当株数及び価格（単価）で記載しております。

新株予約権(ストック・オプション)②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
尾上 徹	東京都中央区	会社役員	118	17,700,000 (150,000)	特別利害関係者 (当社代表取締役 社長、大株主上位 10名)
林 秀治	千葉県浦安市	会社役員	68	10,200,000 (150,000)	特別利害関係者等 (当社常務取締役、 大株主上位10名)
小柳 雄志	東京都品川区	会社員	22	3,300,000 (150,000)	当社従業員
本多 誠一	埼玉県川越市	会社役員	16	2,400,000 (150,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
眞田 奈緒子	東京都世田谷区	会社員	10	1,500,000 (150,000)	当社従業員
佐野 智子	東京都目黒区	会社員	10	1,500,000 (150,000)	当社従業員
根本 英行	埼玉県三郷市	会社員	8	1,200,000 (150,000)	当社従業員

(注) 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は、株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

新株予約権(ストック・オプション)③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
一柳 寿一	東京都調布市	会社役員	32	4,800,000 (150,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
長谷川 亮	東京都豊島区	会社員	18	2,700,000 (150,000)	当社従業員
河戸 正幸	京都府宇治市	会社員	16	2,400,000 (150,000)	当社従業員
稻垣 智史	神奈川県横浜市港北区	会社員	16	2,400,000 (150,000)	当社従業員
大前 匡広	東京都世田谷区	会社員	14	2,100,000 (150,000)	当社従業員
佐久間 幸彦	東京都中央区	会社員	14	2,100,000 (150,000)	当社従業員
田端 諒	東京都文京区	会社員	12	1,800,000 (150,000)	当社従業員
藤井 良基	東京都豊島区	会社員	12	1,800,000 (150,000)	当社従業員
笠原 大輔	東京都目黒区	会社員	12	1,800,000 (150,000)	当社従業員
深田 健司	東京都練馬区	会社員	12	1,800,000 (150,000)	当社従業員
金子 育	東京都中央区	会社役員	10	1,500,000 (150,000)	特別利害関係者等 (当社監査役)
村田 加奈	東京都豊島区	会社員	10	1,500,000 (150,000)	当社従業員
中島 学	東京都品川区	会社員	10	1,500,000 (150,000)	当社従業員
萩原 健嗣	東京都府中市	会社員	8	1,200,000 (150,000)	当社従業員
塩崎 典子	東京都江東区	会社員	8	1,200,000 (150,000)	当社従業員
田中 麻由実	東京都江戸川区	会社員	8	1,200,000 (150,000)	当社従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
市川 明徳	東京都江東区	会社員	8	1,200,000 (150,000)	当社従業員
川野 真人	埼玉県川口市	会社員	8	1,200,000 (150,000)	当社従業員
宮原 晃一	神奈川県横浜市緑区	会社員	8	1,200,000 (150,000)	当社従業員
関根 麻衣子	東京都中野区	会社員	8	1,200,000 (150,000)	当社従業員
島田 倫年	千葉県柏市	会社員	8	1,200,000 (150,000)	当社従業員
吉田 結佳	千葉県野田市	会社員	6	900,000 (150,000)	当社従業員
小峰 正裕	東京都葛飾区	会社員	6	900,000 (150,000)	当社従業員
永山 剛志	埼玉県戸田市	会社員	6	900,000 (150,000)	当社従業員
小池 佳世	埼玉県新座市	会社員	4	600,000 (150,000)	当社従業員
鹿田 要	東京都葛飾区	会社員	2	300,000 (150,000)	当社従業員
和田 祥幸	東京都江戸川区	会社員	2	300,000 (150,000)	当社従業員
和田 武也	東京都足立区	会社員	2	300,000 (150,000)	当社従業員

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。  
 2. 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は、株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。  
 3. 中島学は、新株予約権付与日以降、平成27年9月1日に当社に入社しており、本書提出日現在において当社従業員となっております。

#### 新株予約権(ストック・オプション)④

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
小田 修平	千葉県白井市	会社員	10	1,500,000 (150,000)	当社従業員

- (注) 平成28年4月12日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は、株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

### 3 【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

### 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する 所有株式数 の割合(%)
尾上 徹 ※1、2	東京都中央区	223,800 (96,000)	16.94 (7.27)
大日本印刷株式会社 ※1	東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号	137,200	10.38
NIFSMBC-V2006S3 投資事業有限責任組合 ※1	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	98,300	7.44
林 秀治 ※1、3	千葉県浦安市	81,800 (27,800)	6.19 (2.10)
CSK-VCサステナビリティ・ ファンド投資事業組合 ※1	東京都港区愛宕二丁目5番1号	76,900	5.82
ネオス株式会社 ※1	東京都千代田区神田須田町一丁目23番地1	70,000	5.30
株式会社ティーガイア ※1	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号	66,700	5.05
GMOペイメントゲートウェイ株式 会社 ※1	東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号	66,600	5.04
株式会社サイバーエージェント ※1	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号	60,000	4.54
金子 毅 ※4	東京都中央区	50,400 (12,500)	3.81 (0.95)
株式会社一休 ※1	東京都港区赤坂三丁目3番3号	50,000	3.78
JA三井リース株式会社	東京都中央区銀座八丁目13番1号	33,300	2.52
株式会社ジェーシービー	東京都港区南青山五丁目1番22号	30,000	2.27
中 寿至	奈良県奈良市	30,000	2.27
株式会社クレディセゾン	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	27,500	2.08
株式会社セレス	東京都港区南青山三丁目11番13号	24,000	1.82
NIFSMBC-V2006S1 投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	24,000	1.82
宮崎 亨	東京都港区	20,000	1.51
相澤 篤	東京都世田谷区	20,000	1.51
梅村 光宏	東京都大田区	14,500 (300)	1.10 (0.02)
一柳 寿一 ※3	東京都調布市	12,200 (5,200)	0.92 (0.39)
鎌田 大輔	神奈川県川崎市中原区	10,000	0.76
株式会社United Consulting	大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目5番18号	10,000	0.76
株式会社ナテック	大阪府堺市南清水町二丁2番22号	10,000	0.76
株式会社スプレンダーコンサル ティング	東京都豊島区南池袋二丁目30番12号	10,000	0.76
藤井 良基 ※5	東京都豊島区	7,400 (3,900)	0.56 (0.30)
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目4番1号	6,600	0.50
本多 誠一 ※3	埼玉県川越市	6,200 (2,000)	0.47 (0.15)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する 所有株式数 の割合(%)
小柳 雄志 ※5	東京都品川区	5,300 (2,800)	0.40 (0.21)
河戸 正幸 ※5	京都府宇治市	5,100 (3,600)	0.39 (0.27)
小田 修平 ※5	千葉県白井市	4,000 (1,000)	0.30 (0.08)
長谷川 亮 ※5	東京都豊島区	3,300 (1,800)	0.25 (0.14)
眞田 奈緒子 ※5	東京都世田谷区	2,100 (1,100)	0.16 (0.08)
大前 匡広 ※5	東京都世田谷区	2,000 (2,000)	0.15 (0.15)
笠原 大輔 ※5	東京都目黒区	1,700 (1,700)	0.13 (0.13)
稻垣 智史 ※5	神奈川県横浜市港北区	1,600 (1,600)	0.12 (0.12)
田端 謙 ※5	東京都文京区	1,500 (1,500)	0.11 (0.11)
佐久間 幸彦 ※5	東京都中央区	1,400 (1,400)	0.11 (0.11)
深田 健司 ※5	東京都練馬区	1,300 (1,300)	0.10 (0.10)
佐野 智子 ※5	東京都目黒区	1,100 (1,100)	0.08 (0.08)
柴田 俊介	東京都港区	1,000	0.08
村田 加奈 ※5	東京都豊島区	1,000 (1,000)	0.08 (0.08)
中島 学 ※5	東京都品川区	1,000 (1,000)	0.08 (0.08)
萩原 健嗣 ※5	東京都府中市	900 (900)	0.07 (0.07)
根本 英行 ※5	埼玉県三郷市	800 (800)	0.06 (0.06)
塩崎 典子 ※5	東京都江東区	800 (800)	0.06 (0.06)
田中 麻由実 ※5	東京都江戸川区	800 (800)	0.06 (0.06)
市川 明徳 ※5	東京都江東区	800 (800)	0.06 (0.06)
川野 真人 ※5	埼玉県川口市	800 (800)	0.06 (0.06)
宮原 晃一 ※5	神奈川県横浜市緑区	800 (800)	0.06 (0.06)
その他 10名		4,800 (4,400)	0.36 (0.33)
計	—	1,321,300 (180,700)	100.00 (13.68)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等(大株主上位10名)
- 2 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)
- 3 特別利害関係者等(当社の取締役)
- 4 特別利害関係者等(当社の監査役)
- 5 当社の従業員

2. ( )内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年8月15日

株式会社バリューデザイン  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 遠藤 康彦 @

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 高橋 篤史 @

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バリューデザインの平成25年7月1日から平成26年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バリューデザイン及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年8月15日

株式会社バリューデザイン  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 康 彦 @

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高 橋 篤 史 @

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バリューデザインの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バリューデザイン及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年8月15日

株式会社バリューデザイン  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 康 彦㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高 橋 篤 史㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社バリューデザインの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年7月1日から平成28年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社バリューデザイン及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年8月15日

株式会社バリューデザイン  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 遠藤 康彦㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 篤史㊞  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バリューデザインの平成25年7月1日から平成26年6月30日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バリューデザインの平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年8月15日

株式会社バリューデザイン  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 康 彦 @

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高 橋 篤 史 @

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バリューデザインの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バリューデザインの平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

